

ポケット六法 令和二年版 有効な改正前規定

「有効な改正前規定」について

ポケット六法は、基準日（令和元年九月一日）までに公布された法令による改正を織り込み刊行しています。しかし、その法令がすぐに施行されず、施行の日が六法の刊行日よりずっと先になることがあります。効力をもっているのは改正を織り込む前の条文ですが、ポケット六法に掲載しているのは改正を織り込んだ条文であるため、書籍の六法では、実際に効力をもっている条文を調べることができなくなってしまう

そこで、効力をもつ改正前の条文で、令和二年一月二日から令和三年三月三十一日までに施行されるものを「有効な改正前規定」として公開します。なお、令和三年四月一日以降に施行されるものについては、ポケット六法本体に小さな文字で改正規定などを掲載しています。

本欄では、令和元年九月一日現在での「有効な改正前規定」を掲載しています。施行の日が未確定なものは「令和二・二六までに施行」などと表記していますが、施行期日定める法令により施行の日が確定し、改正法令が施行されると、ポケット六法に掲載している条文が効力をもつこととなります。

令和元年九月一日

有斐閣六法編集室

凡 例

〈内容現在〉 令和元年九月一日

〈掲載内容〉 ポケット六法令和二年版の掲載法令中、施行期日の到来していない改正前の規定を掲載した。

〈施行期日の範囲〉 令和二年一月二日から令和三年三月三十一日まで（令和三年四月一日以降のものはポケット六法に注記を加えて掲載した。）

〈掲載の原則〉 該当する条文を条ごとに掲載した。ただしポケット六法と同一の部分については（略）などと表記して、項及び号の範囲で省略している。ただし、民法については、ポケット六法令和二年版「民法」改正前規定（五三〇頁）に掲載した。

〈改正法令一覧〉 各掲載法令の題名の次に、対象となる改正法令の法令名と公布日・施行期日を掲げた。なお、施行期日は別の法令により定められる場合がある。施行期日が「公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する」などと定められている場合には、具体的な日付に置き換えて表記した。

「公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する」などと定められている場合には、具体的な日付に置き換えて表記した。

目次

公法

○個人情報保護に関する法律平成一五 法五七	三
○公職選挙法昭和五法〇〇	三
○内閣府設置法平成二法八九	三
○地方自治法昭和二三法六七	三
○地方公務員法昭和三五法二六	三
○財政法昭和二三法二四	五
○道路交通法昭和三五法〇五	六
○土地収用法昭和六法二九	六
○公害紛争処理法昭和四五法一〇八	七
○学校教育法昭和二三法二六	七

民法

○民法施行法明治三二法一一	八
○一般社団法人及び一般財団法人に關する法律平成一八法四八	八
○不動産登記法平成一六法二二	八
○不動産及び債権の譲渡の對抗要件に關する民法の特例等に関する法律平成一〇法〇四	八
○電子記録債権法平成一九法一〇二	九
○消費者契約法平成二二法六一	九
○電子消費者契約に関する民法の特例に關する法律平成二三法九五	一〇
○割賦販売法昭和六法一五九	一〇
○特定商取引に関する法律昭和五二法五七	一〇
○住宅の品質確保の促進等に関する法律平成一八法八一	一一
○借地借家法平成三三法九〇	一一
○信託法平成一八法一〇八	一二
○製造物責任法平成六法八五	一二
○自動車損害賠償保障法昭和三三法九七	一三
○戸籍法昭和二三法二四	一三
○児童福祉法昭和二三法二六四	一三
○児童虐待の防止等に関する法律平成二二法八二	一四
○後見登記等に関する法律平成二二法一五	一四
○商法明治三三法四八	一五
○会社法平成一七法八六	一六
○商業登記法昭和三八法二二五	一八
○保険法平成一〇法五〇	一八
○手形法昭和七法〇〇	一八
○小切手法昭和八法五七	一八
○民事訴訟法平成八法一〇九	一九
○非訟事件手続法平成三三法五二	一九
○家事事件手続法平成三三法五二	一九
○国際的な子の奪取の民事上の側面に關する条約の実施に関する法律平成二五法四八	二〇
○配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律平成二三法三三	二〇
○裁判外紛争解決手続の利用の促進に關する法律平成六法五二	二二
○民事執行法昭和四五法四二	二二
○民事保全法平成一九法九二	二三
○破産法平成一六法七五	二三

刑法

○民事再生法平成二二法二二五	二四
○会社更生法平成二四法一五四	二五
○刑法明治四〇法四五	二六
○犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律平成二二法五八	二六
○少年法昭和三三法六八	二六

社会法

○労働契約法平成一九法二二八	二七
○労働基準法昭和二三法四九	二七
○雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律昭和四七法一三三	二七
○短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律平成五五法七二	二八
○育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律平成三三法七六	二九
○労働者災害補償保険法昭和三三法五〇	三〇
○職業安定法昭和二三法一四二	三〇
○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和六〇法八八)	三一
○個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律平成二三法一一二	三二
○生活保護法昭和五五法一四四	三三
○私的独占の禁止及び公正取引の確保に關する法律昭和三五法五四	三三
○不当景品類及び不当表示防止法昭和三七法三四	三七
○金融商品取引法昭和三三法二五	三八
○金融商品の販売等に関する法律平成二二法一〇二	四〇
○特許法(昭和三四法一一二)	四一
○商標法昭和三四法一一七	四一
○不正競争防止法平成五五法四七	四二
○著作権法昭和四五法四八	四二

産業法

○個人情報保護に関する法律

令和二年一月一日以降有効な旧規定

改正法令一覽
・特定複合観光施設区域整備法（平成三〇・七・二七法八〇）

附則九条（令和二一・一・二六まで）に施行

（事業所責任）

第六条（任意略）

一個人情報取扱事業者等が行う個人情報等の取扱いのうち雇用管理に関するものについては、厚生労働大臣（船員の雇用管理に関するものについては、国土交通大臣）及び当該個人情報取扱事業者等が行う事業を所管する大臣又は国家公安委員会（以下において「大臣等」という。）

○公職選挙法

令和二年一月一日以降有効な旧規定

改正法令一覽

・情通通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政連達の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和・五・三三法一六）附則三条（令和二一・二・一九まで）に施行

（永久選挙人名簿）

第一〇条（任意略）

⑤ 選挙人名簿の調製については、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第六条の規定は、適用しない。（改正により削られた）

（在外選挙人名簿）

第二〇条（一）⑤（略）

⑥ 在外選挙人名簿の調製については、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第六条の規定は、適用しない。（改正により削られた）

○内閣府設置法

令和二年一月一日以降有効な旧規定

改正法令一覽

・特定複合観光施設区域整備法（平成三〇・七・二七法八〇）附則一六条（令和二一・一・二六まで）に施行

（任務）

第三十一条（略）

② 前項に定めるもののほか、内閣府は、皇室、栄典及び公式制度に関する事務その他の国のとして行うべき事務の適切な振興及び開発、北方領土問題の解決の促進、災害からの国民の保護、事業者間公正かつ自由な競争の促進、国の治安の確保、行政手続における特定の個人を識別するための番号等の適正な取扱いの確保、金融の適切な機能の確保、消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に向けた施策の推進、政府の施策の実施を支援するための基盤の整備並びに経済その他の広範な分野に関係する施策に関する政府全体の見地からの関行機関の連携の確保を図るとも、内閣総理大臣が政府全体の見地から管理することがふさわしい行政事務の円滑な遂行を図ることを任務とする。

○地方自治法

令和二年一月一日以降有効な旧規定

改正法令一覽

・地方税法の一部を改正する等の法律（平成二八・三・三三法二三）附則三五条（令和二一・四・一四）に施行

・地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成二九・五・一七法二九）本則一条（令和二一・四・一四）に施行

・民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成一九・六・二四法四五）本則（〇六条）（令和二一・四・一四）に施行

・地方自治法等の一部を改正する法律（平成二九・六・九法五四）本則一条（令和二一・四・一四）に施行

第七十五条（監査の請求及びその処置）① 選挙権を有する者道の方面公安委員会については、当該方面公安委員会の管理する方面本部の管轄区域内においては、選挙権を有する者は、政令の定めるところにより、その総数の五十パーセント以上の者の連署をもつて、その代表者から、普通地方公共団体の監査委員を、当該普通地方公共団体の事務の執行に関し、監査の請求をすることができ、

② 前項の請求があつたときは、監査委員は、直ちに請求の要旨を公表しなければならない。
③ 監査委員は、第一項の請求に係る事項につき監査、監査の結果に関する報告を決定し、これを同項の代表者に交付し、かつ公表するとともに、これを当該普通地方公共団体の議会及び長並びに関係のある教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員に提出しなければならない。

④（略）

⑤（略）

新⑤（改正により追加）
第七十四条第五項の規定は、第一項の選挙権を有する者及びその総数の五十パーセントの数のについて、同条第六項の規定は、第一項の代表者について、同条第七項から第九項まで及び第七十四条の二から前条までの規定は、第一項の規定による請求者の署名について準用する。この場合において、第七十四条第八項第三号中「区域内」とあるのは、「区域内」道の方面公安委員会に係る請求については、当該方面公安委員会の管理する方面本部の管轄区域内」と読み替えるものとする。（改正後⑥）

第五〇条及び第五一条 削除

第六〇条 削除

地方公務員法

令和二年一月一日以降有効な旧規定

改正法第一覽
地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成二九年法律第九）
本則一条（令和二・四一施行）

（一般職に属する地方公務員及び特別職に属する地方公務員）
第二条（地方公務員）
地方公務員は、地方公共団体及び特定地独立行政法人、地方独立行政法人（平成十五年法律第十八号）第二条第二項に規定する特地方独立行政法人をいう。以下同じとする。以下同じとする。以下同じとする。以下同じとする。

（任期）
第三条（任期）
一 臨時職員は、非常勤の顧問、参事、調査員、嘱托員及びこれらに準ずる者の職務に充てられるものとする。

（職務）
第四条（職務）
一 臨時職員は、非常勤の顧問、参事、調査員、嘱托員及びこれらに準ずる者の職務に充てられるものとする。

（任用）
第五条（任用）
一 臨時職員は、非常勤の顧問、参事、調査員、嘱托員及びこれらに準ずる者の職務に充てられるものとする。

（給与）
第六条（給与）
一 臨時職員は、非常勤の顧問、参事、調査員、嘱托員及びこれらに準ずる者の職務に充てられるものとする。

（懲戒）
第七条（懲戒）
一 臨時職員は、非常勤の顧問、参事、調査員、嘱托員及びこれらに準ずる者の職務に充てられるものとする。

（退職）
第八条（退職）
一 臨時職員は、非常勤の顧問、参事、調査員、嘱托員及びこれらに準ずる者の職務に充てられるものとする。

（懲罰）
第九条（懲罰）
一 臨時職員は、非常勤の顧問、参事、調査員、嘱托員及びこれらに準ずる者の職務に充てられるものとする。

（懲罰）
第十条（懲罰）
一 臨時職員は、非常勤の顧問、参事、調査員、嘱托員及びこれらに準ずる者の職務に充てられるものとする。

（懲罰）
第十一条（懲罰）
一 臨時職員は、非常勤の顧問、参事、調査員、嘱托員及びこれらに準ずる者の職務に充てられるものとする。

（懲罰）
第十二条（懲罰）
一 臨時職員は、非常勤の顧問、参事、調査員、嘱托員及びこれらに準ずる者の職務に充てられるものとする。

（懲罰）
第十三条（懲罰）
一 臨時職員は、非常勤の顧問、参事、調査員、嘱托員及びこれらに準ずる者の職務に充てられるものとする。

（懲罰）
第十四条（懲罰）
一 臨時職員は、非常勤の顧問、参事、調査員、嘱托員及びこれらに準ずる者の職務に充てられるものとする。

（懲罰）
第十五条（懲罰）
一 臨時職員は、非常勤の顧問、参事、調査員、嘱托員及びこれらに準ずる者の職務に充てられるものとする。

（懲罰）
第十六条（懲罰）
一 臨時職員は、非常勤の顧問、参事、調査員、嘱托員及びこれらに準ずる者の職務に充てられるものとする。

（懲罰）
第十七条（懲罰）
一 臨時職員は、非常勤の顧問、参事、調査員、嘱托員及びこれらに準ずる者の職務に充てられるものとする。

（懲罰）
第十八条（懲罰）
一 臨時職員は、非常勤の顧問、参事、調査員、嘱托員及びこれらに準ずる者の職務に充てられるものとする。

（懲罰）
第十九条（懲罰）
一 臨時職員は、非常勤の顧問、参事、調査員、嘱托員及びこれらに準ずる者の職務に充てられるものとする。

（懲罰）
第二十条（懲罰）
一 臨時職員は、非常勤の顧問、参事、調査員、嘱托員及びこれらに準ずる者の職務に充てられるものとする。

（懲罰）
第二十一条（懲罰）
一 臨時職員は、非常勤の顧問、参事、調査員、嘱托員及びこれらに準ずる者の職務に充てられるものとする。

である場合にあつては、当該賠償の命ずることを求める請求
前項の規定による訴訟は、次の各号に掲げる期間内に提起しな
なければならない。
一 監査委員の監査の結果又は報告に不服がある場合は、当該監査の結果又は当該報告の内容の通知があつた日から三十日以内
二 監査委員の報告を受けた場合は、当該報告に係る執行機関又は職員が措置を講じた日から三十日以内
三 監査委員が請求をした日から六十日を経過しても監査員は報告を行なわぬ場合は、当該六十日を経過した日から三十日以内
四 監査委員の報告を受けた場合は、長その他の執行機関又は職員が措置を講じた場合は、当該報告に示された期間を経過した日から三十日以内

前項の訴訟告知は、当該訴訟に係る損害賠償又は不当利得返還の請求権の時効の中断に因して、民法第四百七十二条第一号の請求とみなす。

第七項の訴訟告知は、第二項第四号の規定による訴訟が終了した日から六月以内に裁判上の請求（破産手続参加仮処分若しくは仮処分又は第二百三十一条に規定する納入の通知をしなければ時効中断の効力を生じない。）

新第三三條の二（改正により追加）

第四三條の一（改正後の第四四條の二）

共同設置する機関の補助職等

普通地方公共団体の共同設置する委員会が関係普通地方公共団体の財務に關する事務の執行及關係普通地方公共団体の経営に關する事務の執行の監督は、規約で定める普通地方公共団体協議委員が毎会計年度少なくとも一回以上期定めてこれを行うものとする。この場合においては、規約で定める普通地方公共団体の監査委員は、監査の結果を報告を他の関係普通地方公共団体の長に提出し、かつ、これを表しななければならない。

（改正により追加）

（特別区財政調整交付金）

第二八二條（都及び特別区及び特別区相互間の財源の均衡確保を図り、並びに特別区の行政の自主的かつ計画的な運営を確保するため、政令で定めるところにより、条例で、特別区財政調整交付金を交付するものとする。）、地方税法第五條第一項に

掲げる税のうち同法第七百三十四條第一項及び第二項第二号の規定により都が課するもの収入額に条例で定める割合を乗じて得た額で特別区が公平としくその行うべき事務を遂行することができるように都が交付する交付金をいう。

（都及び政令で定めるところにより、第一項の特別区財政調整交付金に關する事項について必要なら言又は報告をする）

（総務大臣は、必要があると認めるときは、第一項の特別区財政調整交付金に關する事項について必要なら言又は報告をする）

（特別一部事務組合）

第七七條の二（一）（略）

（特別一部事務組合）

（特別一部事務組合）

（特別一部事務組合）

（特別一部事務組合）

（特別一部事務組合）

（特別一部事務組合）

（特別一部事務組合）

（特別一部事務組合）

（特別一部事務組合）

掲げる税のうち同法第七百三十四條第一項及び第二項第二号の規定により都が課するもの収入額に条例で定める割合を乗じて得た額で特別区が公平としくその行うべき事務を遂行することができるように都が交付する交付金をいう。

（都及び政令で定めるところにより、第一項の特別区財政調整交付金に關する事項について必要なら言又は報告をする）

（総務大臣は、必要があると認めるときは、第一項の特別区財政調整交付金に關する事項について必要なら言又は報告をする）

（特別一部事務組合）

（特別一部事務組合）

（特別一部事務組合）

（特別一部事務組合）

（特別一部事務組合）

（特別一部事務組合）

（特別一部事務組合）

（特別一部事務組合）

（特別一部事務組合）

（特別一部事務組合）

（特別一部事務組合）

（特別一部事務組合）

（特別一部事務組合）

（特別一部事務組合）

（特別一部事務組合）

（特別一部事務組合）

（特別一部事務組合）

（特別一部事務組合）

（特別一部事務組合）

（特別一部事務組合）

（特別一部事務組合）

令和二年一月一日以降有効な旧規定

改正法第一覽
地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成二九年法律第九）
本則一条（令和二・四一施行）

（一般職に属する地方公務員及び特別職に属する地方公務員）
第二条（地方公務員）
地方公務員は、地方公共団体及び特定地独立行政法人、地方独立行政法人（平成十五年法律第十八号）第二条第二項に規定する特地方独立行政法人をいう。以下同じとする。以下同じとする。以下同じとする。

（任期）
第三条（任期）
一 臨時職員は、非常勤の顧問、参事、調査員、嘱托員及びこれらに準ずる者の職務に充てられるものとする。

（職務）
第四条（職務）
一 臨時職員は、非常勤の顧問、参事、調査員、嘱托員及びこれらに準ずる者の職務に充てられるものとする。

（任用）
第五条（任用）
一 臨時職員は、非常勤の顧問、参事、調査員、嘱托員及びこれらに準ずる者の職務に充てられるものとする。

（給与）
第六条（給与）
一 臨時職員は、非常勤の顧問、参事、調査員、嘱托員及びこれらに準ずる者の職務に充てられるものとする。

（懲戒）
第七条（懲戒）
一 臨時職員は、非常勤の顧問、参事、調査員、嘱托員及びこれらに準ずる者の職務に充てられるものとする。

（退職）
第八条（退職）
一 臨時職員は、非常勤の顧問、参事、調査員、嘱托員及びこれらに準ずる者の職務に充てられるものとする。

（懲罰）
第九条（懲罰）
一 臨時職員は、非常勤の顧問、参事、調査員、嘱托員及びこれらに準ずる者の職務に充てられるものとする。

（懲罰）
第十条（懲罰）
一 臨時職員は、非常勤の顧問、参事、調査員、嘱托員及びこれらに準ずる者の職務に充てられるものとする。

（懲罰）
第十一条（懲罰）
一 臨時職員は、非常勤の顧問、参事、調査員、嘱托員及びこれらに準ずる者の職務に充てられるものとする。

（懲罰）
第十二条（懲罰）
一 臨時職員は、非常勤の顧問、参事、調査員、嘱托員及びこれらに準ずる者の職務に充てられるものとする。

（懲罰）
第十三条（懲罰）
一 臨時職員は、非常勤の顧問、参事、調査員、嘱托員及びこれらに準ずる者の職務に充てられるものとする。

（懲罰）
第十四条（懲罰）
一 臨時職員は、非常勤の顧問、参事、調査員、嘱托員及びこれらに準ずる者の職務に充てられるものとする。

（懲罰）
第十五条（懲罰）
一 臨時職員は、非常勤の顧問、参事、調査員、嘱托員及びこれらに準ずる者の職務に充てられるものとする。

（懲罰）
第十六条（懲罰）
一 臨時職員は、非常勤の顧問、参事、調査員、嘱托員及びこれらに準ずる者の職務に充てられるものとする。

（懲罰）
第十七条（懲罰）
一 臨時職員は、非常勤の顧問、参事、調査員、嘱托員及びこれらに準ずる者の職務に充てられるものとする。

（懲罰）
第十八条（懲罰）
一 臨時職員は、非常勤の顧問、参事、調査員、嘱托員及びこれらに準ずる者の職務に充てられるものとする。

（懲罰）
第十九条（懲罰）
一 臨時職員は、非常勤の顧問、参事、調査員、嘱托員及びこれらに準ずる者の職務に充てられるものとする。

（懲罰）
第二十条（懲罰）
一 臨時職員は、非常勤の顧問、参事、調査員、嘱托員及びこれらに準ずる者の職務に充てられるものとする。

（懲罰）
第二十一条（懲罰）
一 臨時職員は、非常勤の顧問、参事、調査員、嘱托員及びこれらに準ずる者の職務に充てられるものとする。

（懲罰）
第二十二条（懲罰）
一 臨時職員は、非常勤の顧問、参事、調査員、嘱托員及びこれらに準ずる者の職務に充てられるものとする。

（懲罰）
第二十三条（懲罰）
一 臨時職員は、非常勤の顧問、参事、調査員、嘱托員及びこれらに準ずる者の職務に充てられるものとする。

こえない期間で臨時任用を行うことができる。この場合において、任命権者は、その任用を六月を超えない期間で更新することができるが、再更新することとはできない。（改正により明らか）

（臨時任用は、正式任用に際して、いかなる優先権をも与えるものではない。）（改正により明らか）

（前項に定めるもの外、臨時に任用された者に対しては、この法律を適用する。）（改正により明らか）

（臨時任用は、正式任用に際して、いかなる優先権をも与えるものではない。）（改正により明らか）

（前項に定めるもの外、臨時に任用された者に対しては、この法律を適用する。）（改正により明らか）

（臨時任用は、正式任用に際して、いかなる優先権をも与えるものではない。）（改正により明らか）

（前項に定めるもの外、臨時に任用された者に対しては、この法律を適用する。）（改正により明らか）

（臨時任用は、正式任用に際して、いかなる優先権をも与えるものではない。）（改正により明らか）

（前項に定めるもの外、臨時に任用された者に対しては、この法律を適用する。）（改正により明らか）

（臨時任用は、正式任用に際して、いかなる優先権をも与えるものではない。）（改正により明らか）

（前項に定めるもの外、臨時に任用された者に対しては、この法律を適用する。）（改正により明らか）

（臨時任用は、正式任用に際して、いかなる優先権をも与えるものではない。）（改正により明らか）

（前項に定めるもの外、臨時に任用された者に対しては、この法律を適用する。）（改正により明らか）

（臨時任用は、正式任用に際して、いかなる優先権をも与えるものではない。）（改正により明らか）

（前項に定めるもの外、臨時に任用された者に対しては、この法律を適用する。）（改正により明らか）

（臨時任用は、正式任用に際して、いかなる優先権をも与えるものではない。）（改正により明らか）

（前項に定めるもの外、臨時に任用された者に対しては、この法律を適用する。）（改正により明らか）

（臨時任用は、正式任用に際して、いかなる優先権をも与えるものではない。）（改正により明らか）

（前項に定めるもの外、臨時に任用された者に対しては、この法律を適用する。）（改正により明らか）

（臨時任用は、正式任用に際して、いかなる優先権をも与えるものではない。）（改正により明らか）

（前項に定めるもの外、臨時に任用された者に対しては、この法律を適用する。）（改正により明らか）

（臨時任用は、正式任用に際して、いかなる優先権をも与えるものではない。）（改正により明らか）

（前項に定めるもの外、臨時に任用された者に対しては、この法律を適用する。）（改正により明らか）

（臨時任用は、正式任用に際して、いかなる優先権をも与えるものではない。）（改正により明らか）

○財政法

令和二年一月一日以降有効な旧規定

改正法令 覽

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行き渡りの簡便化及び繁化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の改正する法律（令和一年・五三・法一六）附則二一条令和二一九までに施行

第四六条の二（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の適用除外）この法律又はこの法律に基き命令の定めによる手続については、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十号）第五条及び第四条の規定は、適用しない。（改正により削られた）

第四六条の三（電磁的記録による作成）この法律又はこの法律に基き命令の規定により作成することとされて、書類等書類、調書その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報記載された紙その他の有体物をいう。次条において同じ。）については、当該書類等に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつて認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとし、財務大臣が定めるもの）をいう。次条第一項において同じ。）の作成をもつて、当該書類等の作成に代えることができる。この場において、当該電磁的記録は、当該書類等とみなす。（改正後の第四六条の二）

第四六条の四（略）改正後の第四六条の三

○道路交交通法

令和二年一月一日以降有効な旧規定

改正法令 覽

道路運送車等の一部を改正する法律（令和一年・五二・四法一〇）附則七条（令和二年・五二・三三）に施行
道路交交通法の一部を改正する法律（令和一年・六・法二〇）本則二条（令和二年・五二・三三）に施行

第一條（略）

第二條（略）

第三條（略）

第四條（略）

第五條（略）

第六條（略）

第七條（略）

第八條（略）

第九條（略）

第十條（略）

第十一條（略）

第十二條（略）

第十三條（略）

第十四條（略）

第十五條（略）

第十六條（略）

第十七條（略）

第十八條（略）

第十九條（略）

第二十條（略）

（罰則）（略）

第七條の二（改正により追加）

別表第二（第二百二十五条、第二百三十条、二四條）

第七條の二（改正により追加）
別表第二（第二百二十五条、第二百三十条、二四條）
（改正後の第二百二十五条）第一号の二から第四号の二まで、第三号の二、第五号、第七号の二、第九号の二、第十号の二、第十一号の二若しくは第十五号又は第二号の罪にたる行為の罪

第九十九條（略）

第一百條（略）

第一百零一條（略）

第一百零二條（略）

第一百零三條（略）

第一百零四條（略）

第一百零五條（略）

第一百零六條（略）

第一百零七條（略）

第一百零八條（略）

第一百零九條（略）

第一百一十條（略）

第一百一十一條（略）

第一百一十二條（略）

第一百一十三條（略）

第一百一十四條（略）

第一百一十五條（略）

第一百一十六條（略）

○土地収用法

令和二年一月一日以降有効な旧規定

改正法令 覽

民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成一九・六・二法四五）本則三三三条（令和二年・二・四・施行）

第九五條（略）

第九六條（略）

第九七條（略）

第九八條（略）

第九九條（略）

第一百條（略）

第一百零一條（略）

第一百零二條（略）

第一百零三條（略）

第一百零四條（略）

第一百零五條（略）

第一百零六條（略）

第一百零七條（略）

第一百零八條（略）

第一百零九條（略）

第一百一十條（略）

第一百一十一條（略）

第一百一十二條（略）

第一百一十三條（略）

第一百一十四條（略）

第一号の二	大型自動車等	二万円
第二号の二	普通自動車等	一万五千元
第三号の二、第五号、第七号の二、第九号の二、第十号の二若しくは第十五号又は第二号の罪に当る行為	小型特殊自動車等	一万円

（罰則）（略）

第九五條（略）

第九六條（略）

第九七條（略）

第九八條（略）

第九九條（略）

第一百條（略）

第一百零一條（略）

第一百零二條（略）

第一百零三條（略）

第一百零四條（略）

第一百零五條（略）

第一百零六條（略）

第一百零七條（略）

第一百零八條（略）

第一百零九條（略）

第一百一十條（略）

第一百一十一條（略）

第一百一十二條（略）

第一百一十三條（略）

第一百一十四條（略）

第一百一十五條（略）

第一百一十六條（略）

第一百一十七條（略）

第一百一十八條（略）

○公害紛争処理法

令和二年一月二日以降有効な旧規定

改正法令一覽

・民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二九・六・二法四五 本則一・一六条（令和二・四・一施行））

（時効の中断等）

第二六条の二（前条第一項の規定により調停が打ち切られ、又は同条第二項の規定により調停打ち切られたものとみなされた場合において、当該調停の申請をした者がその旨の通知を受けた日から二十日以内に調停の目的となつた請求について第四十二条の十二第一項に規定する責任裁定を申請し、又は訴えを提起したときは、時効の中断及び出訴期間の遵守に關しては、調停の申請の時に、責任裁定の申請又は訴えの提起があつたものとみなす。

（時効の中断等）

第四二条の二五① 責任裁定の申請は、時効の中断及び出訴期間の遵守に關しては、裁判上の請求とみなす。
② 責任裁定の申請が第四二条の十二第一項の規定により受理されなかつた場合において、当該責任裁定の申請をした者がその旨の通知を受け自から二十日以内に申請の目的となつた請求について訴えを提起したときは、時効の中断及び出訴期間の遵守に關しては、責任裁定の申請の時に、訴えの提起があつたものとみなす。

○学校教育法

令和二年一月二日以降有効な旧規定

改正法令一覽

・学校教育法等の一部を改正する法律（令和一・五・二四法一）
（一）本則一条（令和二・四・一施行）
・法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律等の一部を改正する法律（令和一・六・二六法四四 本則三条（令和二・四・一施行））

第八八条の二（修学年限への適宜） 専門性が求められる職業に係る実務の経験を通じて当該職業を担うための実践的な能力を修得した者が専門職大学院等（専門職大学院又は第百八条第四項に規定する目的とする大学（第百四十四条第五項及び第六項において「専門職短期大学」という。）をいう。以下この条及び第百九条第三項において同じ。）に入学する場合において、当該実践的な能力の修得により当該専門職大学院等の教育課程の一部を履修したと認められるときは、文部科学大臣の定めるところにより、修得した実践的な能力の水準その他の事項を勘案して、専門職大学院等が定める期間を修業年限に通算することができ、ただし、その期間は、当該専門職大学院等の修業年限の二分の一を超えない範囲内で文部科学大臣の定める期間を超えてはならない。

第一〇二条（入学資格）①（略）

② 前項本文の規定にかかわらず、大学院を置く大学は、文部科学大臣の定めるところにより、第十三条の大学に文部科学大臣の定める年数以上在学した者（これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。）であつて、当該大学院を置く大学の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるものを、当該大学院に入学させることができる。

第一〇九条（自己点検・評価、認証評価）①

大学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備（次項において「教育研究等」という。）の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。
② ③（略）
④ 前二項の認証評価は、大学からの求めにより、大学評価基準（前二項の認証評価を行うために認証評価機関が定める基準をいう。次条において同じ。）に従つて行うものとする。
⑤ ⑦（改正により追加）

○民法施行法

令和二年一月一日以降有効な旧規定

改正法令 第七

民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成一九・六・二法四五）本則一条（令和一・四・一施行）

第四条【確定日付の効力】証書は確定日付アルニ非サレハ第三者ニ対シ其作成ノ日ニ付キ完全ナル証拠力ヲ有セス

○一般社団法人及び一般財団法人に関する法律

令和二年一月一日以降有効な旧規定

改正法令 第一

民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成一九・六・二法四五）本則四九条（令和一・四・一施行）

（競業及び利害相反取引の制限）

第八四条①（略）
② 民法（明治二十九年法律第八十九号）第八八条の規定は、前項の承認を受けた同項第一号の取引については、適用しない。

（財産の抛出の無効又は取消しの制限）

第一六五条 設立者（第百五十二条第二項の場合にあつては、その相続人）は、一般財団法人の成立後は、錯誤を理由として財産の抛出の無効を主張し、又は詐欺若しくは強迫を理由として財産の抛出の取消しをすることができない。

○不動産登記法

令和二年一月一日以降有効な旧規定

改正法令 第一

民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二九・六・二法四五）本則四三條（令和一・四・一施行）

・民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律（平成三〇・七・三法七二）附則二六条（令和一・四・一施行）

・情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和一・五・三法一六）附則五九条（令和一・二・二九まで）に施行

（登記することができる権利等）

第三二条（住居等）
第一八条（略）
新九（改正より追加）
九（略）改正後の上
第八一条の二（改正より追加）

（買戻しの特約の登記の登記事項）

第九六条 買戻しの特約の登記事項は、第五十九条各号に掲げるもののほか、買主が支払った金及び契約の費用並びに買戻しの期間の定めがあるときはその定めとする。

（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の適用除外）

第一五四条 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による手続等（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十五号）第二条第十号に規定する手続等をいう。）については、同法第三条から第六条までの規定は、適用しない。

○動産及び債権の譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律

令和二年一月一日以降有効な旧規定

改正法令 第七

民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成一九・六・二法四五）本則二九条（令和一・四・一施行）

（債権の譲渡の對抗要件の特例等）

第四〇条① 債権が債権（指名債権）であつて金銭の支払を目的とするものに限る。以下同じ。を譲渡した場において、当該債権の譲渡につき債権譲渡登記ファイルに譲渡の登記がされたときは、当該債権の債務者以外の第三者については、民法第四百六十七条の規定による確定日付のある証書による通知があつたものとみなす。この場合においては、当該登記の日付をもつて確定日付とする。

②（略）
③ 前項の場合においては、民法第四百六十八条第二項の規定は、前項に規定する通知がされたときに限り適用する。この場合においては、当該債権の債務者は、同項に規定する通知を受取つるまでに譲渡人に対して生じた事由を譲受人に対抗することができる。

④ 前三項の規定は、当該債権の譲渡に係る第十條第一項第一号に掲げる事由に基づいてされた債権譲渡登記の抹消登記について準用する。この場合において、前項の「譲渡人」とあるのは、「譲受人」と、「譲受人」とあるのは、「譲渡人」と読み替へるものとする。

（債権質への準用）

第四一条① 第四条及び第八八条の規定並びに第五、六、六条及び第九九条から前条までの規定中債権の譲渡に係る部分は、法人が債権を目的として債権を設定した場合において、当該債権の設定につき債権譲渡登記ファイルに記録された質権の設定の登記（以下「質権設定登記」という。）について準用する。（略）

○電子記録債権法

令和二年一月一日以降有効な旧規定

改正法令 一覽
民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二九年六・二法四五）本則九五条（令和二四年）施行

電子表示の無効又は取消の特則

第二条 電子記録の請求における相手方に対する意思表示について、民法第九十三条ただし書きもしくは第九十五条の規定による無効又は同法第九十六条第一項若しくは第九項の規定による取消は、善意でかつ重大な過失がない第三者（同条第二項）及び第七項の規定による取消しにあつては、取消し後の第三者（同条）に對抗することができない。

（註書略）

二 前項の意思表示の無効又は取消しを對抗しようとする者が個人（当該電子記録において個人事業者（消費者契約法平成十一年法律第六十一号）第二条第一項に規定する事業者である個人をいう。以下同じ）である旨の記録がされている者を除くである場合

（無権代理人の責任の特則）

第三条 電子記録の請求における相手方に対する意思表示に基づいての民法百十七七条の規定の適用については、同項中「過失」とあるのは、「重大な過失」とする。

（発生記録）

第六条 ①（住書略）
一三三 略
四 債権者が二人以上ある場合において、その債権が不可分債権であるときはその旨、可分債権であると債権者との債権の金額（五八）略
②（五）略

（消滅時効）

第三条 電子記録債権は、三年間行使しないときは、時効によつて消滅する。

（民法等の適用除外）

第四条 ① 前項の規定にかかわらず、電子記録保証人が個人（個人事業者）である旨の記録がされている者を除くである場合は、当該電子記録保証人は、主たる債権者の債権による相殺をもつて債権者に對抗することができる。

者である旨の記録がされている者を除くである場合は、当該電子記録保証人は、主たる債権者の債権による相殺をもつて債権者に對抗することができる。

（特別求償権）

第五条 ① 発生記録によつて生じた債務を主たる債務とする電子記録保証人が出せん・弁済その他自己の財産をもつて主たる債務として記録された債権を消滅させるべき行為をいう。以下このにおいて同じ。した場合において、その旨の支払等記録がされたときは、民法第四百九〇条、第四百六二条、第四百十三條及び第四百五十九條の規定にかかわらず、当該電子記録保証人は、次に掲げる者に対し、出せんにより共同の免責を得た額、出せんをした日以後の遅延損害金の額及び避けることのできなかつた費用の額の合計額について、電子記録債権を取得する。ただし、第三号に掲げる者に対しては、自己の負担部分を超え、出せんの同号に掲げる者の負担部分の額に限る。

（註書略）

（略）

（略）

○消費者契約法

令和二年一月一日以降有効な旧規定

改正法令 一覽
消費者契約法の一部を改正する法律（平成二八年・三三法六）本則（令和二四年）施行
民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二九年六・二法四五）本則九八条（令和二四年）施行

消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消し

第四条 ① 第一項から第四項までの規定による消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消しは、これをもつて善意の第三者に對抗することができない。

（媒介の委託を受けた第三者及び代理人）

第五条 ① 消費者契約の締結に係る消費者の代理人（復代理人（二以上の段階にわたり復代理人として選任された者を含む）を含む。以下同じ）、事業者の代理店及び受託者等の代理人は、前条第一項から第四項まで（前項において準用する場合を含む。）次条及び第七項において同じの規定の適用については、それぞれ消費者、事業者及び受託者等とみなす。

（事業者の損害賠償の責任を免除する条項等の無効）

第六条 ①（改正により追加）
事業者の損害賠償の責任を免除する条項等（無効）
②（住書略）
一四四 略

五 消費者契約が有償契約である場合において、当該消費者契約の目的物に隠れた瑕疵があるとき、当該消費者契約が請負契約である場合には、当該消費者契約の目的物の瑕疵があるとき、次項において同じ。に、当該瑕疵により消費者に生じた損害を賠償する事業者の責任の全部を免除し、又は当該事業者による責任の無を決定する権限を付与する条項（改正により掲げられた）

（前項第五号に掲げる条項については、次に掲げる場合当該条項は、同項の規定は、適用しない。）

一 当該消費者契約において、当該消費者契約の目的物に隠れた瑕疵があるときに、当該事業者が瑕疵のない物をもつてこれに代る責任又は当該瑕疵を修補する責任を負うこととされている場合
二 当該消費者と当該事業者の委託を受けた他の事業者との間の契約又は当該事業者と他の事業者との間の当該消費者のためにする契約で、当該消費者契約の締結に先立つて又はこれと同時に締結されたものにおいて、当該消費者契約の目的物に隠れた瑕疵があるときに、当該事業者が、当該瑕疵により当該消費者に生じた損害を賠償する責任の全部若しくは一部を負い、瑕疵のない物をもつてこれに代る責任を負う場合
三 又は当該事業者による責任を負うこととされている場合

の契約又は当該事業者と他の事業者との間の当該消費者のためにする契約で、当該消費者契約の締結に先立つて又はこれと同時に締結されたものにおいて、当該消費者契約の目的物に隠れた瑕疵があるときに、当該事業者が、当該瑕疵により当該消費者に生じた損害を賠償する責任の全部若しくは一部を負い、瑕疵のない物をもつてこれに代る責任を負う場合
三 又は当該事業者による責任を負うこととされている場合

（消費者の解除権を放棄させる条項等の無効）

第八条 ① 二次に掲げる消費者契約の条項は、無効とする。
一 事業者の債務不履行による生じた消費者の解除権を放棄させ、又は当該事業者によるその解除権の無効を決定する権限を付与する条項
二 消費者契約が有償契約である場合において、当該消費者契約の目的物に隠れた瑕疵があること、当該消費者契約が請負契約である場合には、当該消費者契約の目的物の瑕疵があることにより生じた消費者の解除権を放棄させ、又は当該事業者によるその解除権の無効を決定する権限を付与する条項

（差止請求権）

第二条 ①（改正）
差止請求権
② 差止請求権は、事業者又はその代理人が、消費者契約を締結するに際し、不特定かつ多数の消費者との間で第八条から第十條までに規定する消費者契約の条項（同条第八條第五号に掲げる消費者契約の条項）にあつては、同条第五号に掲げる消費者契約の条項にあっては、同条第五号に掲げる消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示を現に行い、又は行おうとすることがあるときは、その事業者又はその代理人に対し、当該行為の停止若しくは予防又は当該行為に供した物の廃棄若しくは除去を請求することができる。ただし、民法及び商法以外の他の法律の規定によれば当該消費者契約の条項が無効とされないときは、この限りでない。

② 前項の規定にかかわらず、電子記録保証人が個人（個人事業者）である旨の記録がされている者を除くである場合は、当該電子記録保証人は、主たる債権者の債権による相殺をもつて債権者に對抗することができる。

有効な改正前規定（電子消費者契約に関する民法の特

○電子消費者契約に関する民法の特例に関する法律

令和二年一月一日以降有効な旧規定

改正法令一覽

・民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成一九・六・二法四五 本則二九八条（令和二・四・一施行））

題名

電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例に関する法律

（趣旨）

第一条 この法律は、消費者が行う電子消費者契約の要素に特定の錯誤があった場合及び隔地間の契約において電子承諾通知を発する場合に関し民法（明治二十九年法律第八十九号）の特例を定めるものとする。

（定義）

第二条（一）③（略）

④ この法律において、電子承諾通知とは、契約の申込みに対する承諾の通知であつて、電磁的方法のうち契約の申込みに対する承諾をしようとする者が使用する電子計算機等（電子計算機、ファクシミリ装置、テレックス又は電話機をいう。以下同じ。）と当該契約の申込みをした者が使用する電子計算機等とを接続する電気通信回線を通じて送信する方法により行つたものをいう。改正により刪られた。

（電子消費者契約に関する民法の特例）

第三条 民法第九十五条ただし書の規定は、消費者が行う電子消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示について、その電子消費者契約の要素に錯誤があつた場合であつて、当該錯誤が次のいずれかに該当するときは、適用しない。ただし、当該電子消費者契約の相手方である事業者（その委託を受けた者を含む。以下同じ。）が、当該申込み又はその承諾の意思表示に際して、電磁的方法によりその映像を介し、その消費者の申込み若しくはその承諾の意思表示の有無について確認を求めた措置を講じた場合又はその消費者から当該事業者に対して当該措置を講ずる必要がない旨の意思の表明があつた場合は、この限りでない。

一・二（略）

特定商取引に関する法律 割賦販売法

○割賦販売法

令和二年一月一日以降有効な旧規定

改正法令一覽

・民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成一九・六・二法四五 本則二八六条（令和二・四・一施行））

（個別信用購入あつせん関係受領契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消）

第三十五条の二の三（一）④（略）

⑤ 第五項の規定による個別信用購入あつせん関係受領契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消しは、これをもつて善意の第三者に對抗することができない。

⑥（略）

○特定商取引に関する法律

令和二年一月一日以降有効な旧規定

改正法令一覽

・特定商取引に関する法律の一部を改正する法律（平成二八・六・三法〇〇 本則二四・四・一施行）
・民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成一九・六・二法四五 本則九四条（令和二・四・一施行））

（訪問販売における契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消）

第九九条の三①（略）

② 前項の規定による訪問販売に係る売買契約若しくは役務提供契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消しは、これをもつて善意の第三者に對抗することができない。

③（略）

④（略）

⑤ 改正により追加

（通信販売における契約の解除等）

第五十条の三① 通信販売をする場合の商品又は特定権利の販売条件について広告をした販売業者が当該商品若しくは当該特定権利の売買契約の申込みを受けた場合におけるその申込みをした者又は売買契約を締結した場合におけるその購入者（次項において単に「購入者」という。）は、その売買契約に係る商品の引渡し又は特定権利の移転を受けた日から起算して八日を経過するまでの間は、その売買契約の申込みの撤回又はその売買契約の解除（以下この条において「申込みの撤回等」という。）を行うことができる。ただし、当該販売業者が申込みの撤回等についての特約を当該広告に表示していた場合（当該売買契約が電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例に関する法律（平成十三年法律第九十五号）第一条第一項に規定する電子消費者契約に該当する場合その他主務省令で定める場合）については、当該広告に表示し、かつ、広告に表示する方法以外の方法であつて主務省令で定める方法により表示していた場合には、この限りでない。

②（略）

（電話勧誘販売における契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消）

第四十条の三①（略）

② 第九条の二第二項から第四項までの規定は、前項の規定によつて電話勧誘販売に係る売買契約若しくは役務提供契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消しについて準用する。

〔連鎖販売契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消〕
 第四〇条の三(略)
 ② 第九条の二第二項から第四項までの規定は、前項の規定による連鎖販売契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消しについて準用する。

(特定継続的役務提供等契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消し)
 第四九条の二(略)

② 第九条の二第二項から第四項までの規定は、前項の規定による特定継続的役務提供等契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消しについて準用する。

③ (略)

(業務提携誘引販売契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消し)
 第五八条の二(略)

② 第九条の二第二項から第四項までの規定は、前項の規定による業務提携誘引販売契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消しについて準用する。

○住宅の品質確保の促進等に関する法律

令和二年一月一日以降有効な旧規定

改正法令一覽

・民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二九・六・二法四五) 本則三四条(令和二・四・一施行)

第七章 瑕疵担保責任の特例

第九〇条(住宅の新築工事の請負人の瑕疵担保責任の特例)

第九〇条(住宅の新築工事の請負人の瑕疵担保責任の特例)
 第九〇条(住宅の新築工事の建設工事の請負人(以下「住宅新築請負契約」という。)においては、請負人は、注文に引き渡した時から十年間、住宅のうち構造耐力上主要な部分又は雨水の浸入を防止する部分として政令で定めるもの(次条において「住宅の構造耐力上主要な部分等」という。)の瑕疵(構造耐力又は雨水の浸入に影響のないものを除く。次条において同じ)について、民法(明治十九年法律第八十九号)第六百二十四条第一項及び第二項前段に規定する担保の責任を負う。

② (略)
 ③ 第一項の場合における民法第六百三十八条第二項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは、「住宅の品質確保の促進等に関する法律第九十四条第一項」とする。

第九五条(新築住宅の売主の瑕疵担保責任の特例)

第九五条(新築住宅の売主の瑕疵担保責任の特例)
 第九五条(新築住宅の売主の瑕疵担保責任の特例)において、売主は、買主に引き渡した時(当該新築住宅が住宅新築請負契約に基づき請負人から当該売主に引き渡されたものである場合にあつては、その引渡しの時)から十年間、住宅の構造耐力上主要な部分等の隠れた瑕疵について、民法第五百七十条において準用する同法第五百六十六条第一項並びに同法第六百三十四条第一項及び第二項前段に規定する担保の責任を負う。この場合において、同条第一項及び第二項前段中「注文者」とあるのは「買主」と同条第一項中「請負人」とあるのは「売主」とする。

③ 第一項の場合における民法第五百六十六条第三項の規定の適用については、同項中「前二項」とあるのは、「住宅の品質確保の促進等に関する法律第九十五条第一項」と「又は」とあるのは、「瑕疵修補又は」とする。

瑕疵担保責任の期間の伸長等の特例

第九七条 住宅新築請負契約又は新築住宅の売買契約においては、請負人が第九十四条第一項に規定する瑕疵その他の住宅の瑕疵について同項に規定する担保の責任を負うべき期間は、売主が第九十五条第一項に規定する瑕疵その他の住宅の隠れた瑕疵について同項に規定する担保の責任を負うべき期間は、注文者又は買主に引き渡した時から二十年以内とする。とすべき。

○借地借家法

令和二年一月一日以降有効な旧規定

改正法令一覽

・民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二九・六・二法四五) 本則二五条(令和二・四・一施行)

借地権の對抗力等

第一〇条(二)(略)

③ 民法(明治十九年法律第八十九号)第五百六十六条第一項及び第三項の規定は、前二項の規定により第三者に対抗することができない借地権の目的である土地が売買の目的物である場合に準用する。(改正により附られた)
 ④ 民法第五百二十三条の規定は、前項の場合に準用する。(改正により附られた)

建物賃貸借の期間

第九一条(略)

② 民法第六百四十四条の規定は、建物の賃貸借については、適用しない。

建物賃貸借の對抗力等

第三一条(略)改正後の本条

② 民法第五百六十六条第一項及び第三項の規定は、前項の規定により効力を有する賃貸借の目的である建物が売買の目的物である場合に準用する。(改正により附られた)
 ③ 民法第五百二十三条の規定は、前項の場合に準用する。(改正により附られた)

有効な改正前規定（信託法）

○信託法

令和二年一月一日以降有効な旧規定

改正法令 Ⅷ
民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 平成二九・六・二法四五 本則五二条（令和二・四・施行）

（許す債権の取消し等）

第一案① 委託者がその債権者を害することを知らずして信託した場合に、受託者が債権者を害すべき事実を知つたか否かにかかわらず、債権者は、受託者を被告として、民法（明治二十九年法律第八十号 第四百一十四条第一項の規定による取消しを裁判所に請求する）ことができる。ただし、受益者が現に存する場において、その受益者の全部又は一部が、受益者としての指定（信託行為の定めにより又は第八十九条第一項に規定する受益者指定等の行い）により、受益者又は変更後の受益者として指定されることをいう。以下同じ。を受けたことを知つた時は、受益権を譲り受けた時において債権者を害すべき事実を知らなかつたときは、この限りでない。
② 前項の規定による請求を認ずる判決が確定した場合において、信託財産責任を負担債務に係る債権を有する債権者（委託者を害すべき事実を知らなかつたときは、委託者は、当該債権を有する債権者に対し、当該信託財産責任を負担債務について弁済の責任を負う。ただし、同項の規定による取消しにより受託者から委託者に移転する財産の価額を限度とする）。

③ 委託者がその債権者を害することを知らずして信託した場合において、受託者が受託者から信託財産に属する財産の給付を受けたときは、債権者は、受託者を被告として、民法第四百一十四条第一項の規定による取消しを裁判所に請求することができる。ただし、当該受益者が、受益者としての指定を受けたことを知つた時又は受益権を譲り受けた時において債権者を害すべき事実を知らなかつたときは、この限りでない。
④ 受益者の指定又は受益権の譲渡に当たっては、第一項本文、第四項本文又は第五項前段の規定を不当に免れる目的で、債権者を害すべき事実を知らず、以下この項において「善意者」という。無償（無償と同視すべき有償を含む。以下この項において同じ）して受益者として指定し、又は善意者に対し無償で受益権を譲り渡してはならない。

⑤ 受益者の指定又は受益権の譲渡に当たっては、第一項本文、第四項本文又は第五項前段の規定を不当に免れる目的で、債権者を害すべき事実を知らず、以下この項において「善意者」という。無償（無償と同視すべき有償を含む。以下この項において同じ）して受益者として指定し、又は善意者に対し無償で受益権を譲り渡してはならない。

製造物責任法（）

（許す信託の否認等）

第二案① 破産者が委託者としてした信託における破産法（平成十六年法律第七十五号 第六百六十一条の規定の適用については、同項号中「これによつて利益を受けた者」とあるのは、「これによつて利益を受けた受益者の全部又は一部」とする）による利益を受けた受益者の全部又は一部とする。
② 再生債務者が委託者としてした信託における民事再生法（平成十一年法律第百二十五号 第二百二十七条第一項の規定の適用については、同項号中「これによつて利益を受けた者」とあるのは、「これによつて利益を受けた受益者の全部又は一部」とする）による利益を受けた受益者の全部又は一部とする。
③ 破産者又は再生債務者が委託者としてした信託における破産法（平成十一年法律第百二十五号 第二百二十七条第一項の規定の適用については、同項号中「これによつて利益を受けた者」とあるのは、「これによつて利益を受けた受益者の全部又は一部」とする）による利益を受けた受益者の全部又は一部とする。

（信託財産に対する強制執行等の制限等）

第三案① 債権者
② 第三案第一号に掲げる方法によつて信託された場合において、委託者がその債権者若しくは、信託行為をしたときは、前項の規定にかかわらず、信託財産責任を負担債務に係る債権を有する債権者（委託者、当該委託者であるものは、信託財産に属する財産に対し、強制執行、仮処分、仮処分若しくは担保権の実行若しくは競売又は国税滞納処分をすることができ。ただし、受益者が現に存する場合において、その受益者の全部又は一部が、受益者としての指定を受けたことを知つた時又は受益権を譲り受けた時において債権者を害すべき事実を知らなかつたときは、この限りでない）
③ 第一案第一項及び第八項の規定は、前項の規定の適用について準用する。
④ 債権者
⑤ 債権者
⑥ 債権者

⑦ 債権者
⑧ 債権者
⑨ 債権者
⑩ 債権者
⑪ 債権者
⑫ 債権者
⑬ 債権者
⑭ 債権者
⑮ 債権者
⑯ 債権者
⑰ 債権者
⑱ 債権者
⑲ 債権者
⑳ 債権者
㉑ 債権者
㉒ 債権者
㉓ 債権者
㉔ 債権者
㉕ 債権者
㉖ 債権者
㉗ 債権者
㉘ 債権者
㉙ 債権者
㉚ 債権者
㉛ 債権者
㉜ 債権者
㉝ 債権者
㉞ 債権者
㉟ 債権者
㊱ 債権者
㊲ 債権者
㊳ 債権者
㊴ 債権者
㊵ 債権者
㊶ 債権者
㊷ 債権者
㊸ 債権者
㊹ 債権者
㊺ 債権者
㊻ 債権者
㊼ 債権者
㊽ 債権者
㊾ 債権者
㊿ 債権者

① 債権者
② 債権者
③ 債権者
④ 債権者
⑤ 債権者
⑥ 債権者
⑦ 債権者
⑧ 債権者
⑨ 債権者
⑩ 債権者
⑪ 債権者
⑫ 債権者
⑬ 債権者
⑭ 債権者
⑮ 債権者
⑯ 債権者
⑰ 債権者
⑱ 債権者
⑲ 債権者
⑳ 債権者
㉑ 債権者
㉒ 債権者
㉓ 債権者
㉔ 債権者
㉕ 債権者
㉖ 債権者
㉗ 債権者
㉘ 債権者
㉙ 債権者
㉚ 債権者
㉛ 債権者
㉜ 債権者
㉝ 債権者
㉞ 債権者
㉟ 債権者
㊱ 債権者
㊲ 債権者
㊳ 債権者
㊴ 債権者
㊵ 債権者
㊶ 債権者
㊷ 債権者
㊸ 債権者
㊹ 債権者
㊺ 債権者
㊻ 債権者
㊼ 債権者
㊽ 債権者
㊾ 債権者
㊿ 債権者

（受益権の買入れ）

第九六条① 債権者は、信託行為に別段の定めがあるときは、適用し得ない。ただし、その定めは、善意の第三者に對抗することができない。

○製造物責任法

令和二年一月一日以降有効な旧規定

改正法令 Ⅷ
民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 平成二九・六・二法四五 本則六六条（令和二・四・施行）

（期間の制限）

第五案① 第三案に規定する損害賠償の請求権は、被害者又はその法定代理人が損害及び賠償義務者を知つた時から三年間行わないときは、時効によつて消滅する。その製造業者等が当該製造物を引き渡した時から十年を経過したときも、同様とする。
② 前項後段の期間は、身体に著した場合に人の健康を害することとなる物質による損害又は一定の潜伏期間を経過した後に症状が現れる損害については、その損害が生じた時から起算する。

③ 製造物責任法（）
④ 製造物責任法（）
⑤ 製造物責任法（）
⑥ 製造物責任法（）
⑦ 製造物責任法（）
⑧ 製造物責任法（）
⑨ 製造物責任法（）
⑩ 製造物責任法（）
⑪ 製造物責任法（）
⑫ 製造物責任法（）
⑬ 製造物責任法（）
⑭ 製造物責任法（）
⑮ 製造物責任法（）
⑯ 製造物責任法（）
⑰ 製造物責任法（）
⑱ 製造物責任法（）
⑲ 製造物責任法（）
⑳ 製造物責任法（）
㉑ 製造物責任法（）
㉒ 製造物責任法（）
㉓ 製造物責任法（）
㉔ 製造物責任法（）
㉕ 製造物責任法（）
㉖ 製造物責任法（）
㉗ 製造物責任法（）
㉘ 製造物責任法（）
㉙ 製造物責任法（）
㉚ 製造物責任法（）
㉛ 製造物責任法（）
㉜ 製造物責任法（）
㉝ 製造物責任法（）
㉞ 製造物責任法（）
㉟ 製造物責任法（）
㊱ 製造物責任法（）
㊲ 製造物責任法（）
㊳ 製造物責任法（）
㊴ 製造物責任法（）
㊵ 製造物責任法（）
㊶ 製造物責任法（）
㊷ 製造物責任法（）
㊸ 製造物責任法（）
㊹ 製造物責任法（）
㊺ 製造物責任法（）
㊻ 製造物責任法（）
㊼ 製造物責任法（）
㊽ 製造物責任法（）
㊾ 製造物責任法（）
㊿ 製造物責任法（）

① 製造物責任法（）
② 製造物責任法（）
③ 製造物責任法（）
④ 製造物責任法（）
⑤ 製造物責任法（）
⑥ 製造物責任法（）
⑦ 製造物責任法（）
⑧ 製造物責任法（）
⑨ 製造物責任法（）
⑩ 製造物責任法（）
⑪ 製造物責任法（）
⑫ 製造物責任法（）
⑬ 製造物責任法（）
⑭ 製造物責任法（）
⑮ 製造物責任法（）
⑯ 製造物責任法（）
⑰ 製造物責任法（）
⑱ 製造物責任法（）
⑲ 製造物責任法（）
⑳ 製造物責任法（）
㉑ 製造物責任法（）
㉒ 製造物責任法（）
㉓ 製造物責任法（）
㉔ 製造物責任法（）
㉕ 製造物責任法（）
㉖ 製造物責任法（）
㉗ 製造物責任法（）
㉘ 製造物責任法（）
㉙ 製造物責任法（）
㉚ 製造物責任法（）
㉛ 製造物責任法（）
㉜ 製造物責任法（）
㉝ 製造物責任法（）
㉞ 製造物責任法（）
㉟ 製造物責任法（）
㊱ 製造物責任法（）
㊲ 製造物責任法（）
㊳ 製造物責任法（）
㊴ 製造物責任法（）
㊵ 製造物責任法（）
㊶ 製造物責任法（）
㊷ 製造物責任法（）
㊸ 製造物責任法（）
㊹ 製造物責任法（）
㊺ 製造物責任法（）
㊻ 製造物責任法（）
㊼ 製造物責任法（）
㊽ 製造物責任法（）
㊾ 製造物責任法（）
㊿ 製造物責任法（）

○自動車損害賠償保障法

令和二年一月一日以降有効な旧規定

改正法令一覽

・民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二九・六・二法四五 本則三三三條(令和二・四・一施行))

(時効)

第十九条 第十六条第一項及び第十七条第一項の規定による請求権は、二年を経過したときは、時効により消滅する。

○戸籍法

令和二年一月一日以降有効な旧規定

改正法令一覽

・情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政連達の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の改正に関する法律(令和二・五・三法二六 附則 五条(令和二・二・二九まで)に施行)
・戸籍法の一部を改正する法律(令和二・五・三法一七 本則(令和二・五・三三)までに施行)

第四条【職権による戸籍の訂正】① 戸籍の記載が法律上許されないものであること又はその記載に錯誤若しくは遺漏があることを発見した場合には、市町村長は、遅滞なく届出人又は届出事件の本人にその旨を通知しなければならない。但し、その錯誤又は遺漏が市町村長の過誤によるものであるときは、この限りでない。

② 前項の通知をすることができないとき、又は通知しても戸籍訂正の申請をすることができないときは、市町村長は、管轄法務局又は地方法務局の長の許可を得て、戸籍の訂正をすることができ、前項ただし書の場合も、同様である。

新③ (改正により追加)

④ 略(改正後の④)

新④条【届出の催告】①②(略)

③ 第二十四条第一項の規定は、前二項の催告をすることができない場合及び催告をしても届出をしない場合に、同条第三項の規定は、裁判所その他の官庁、検察官又は職員がその職務上届出を怠った者があることを知つた場合においてこれを催告する(改正後の④)

第八七条【届出義務者】①(略)

② 死亡の届出は、同居の親族以外の親族、後見人、保佐人、補助人及び任意後見人も、これを行うことができる。

第二三〇条【電子情報処理組織による届出等の特例等】① 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第五十一号、以下この条において「情報通信技術利用法」という。)第三條第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用してする届出及び同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用してする申請の申請地については、第四章及び第五章の規定にかかわらず、法務省令

で定めるところによる。
② 第四七条の規定は、情報通信技術利用法第三條第三項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用してし届出及び申請について準用する。
③ 第四十条又は民法第七百四十一条若しくは第八百一条の規定による届出及び第四十一条の規定による証書の原本の提出については、情報通信技術利用法第三條の規定は、適用しない。改正により附則した。
④ 戸籍及び除かれた戸籍については、情報通信技術利用法第六條の規定は、適用しない。(改正により附則した)

○児童福祉法

令和二年一月一日以降有効な旧規定

改正法令一覽

・民法の一部を改正する法律(令和一・六・二四法三四 本則三三條(令和二・六・一三)までに施行)
・児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律(令和一・六・二六法四六 本則一三條(令和二・四・一施行))

② 児童相談所長は、一時保護が行われた児童で親権を行う者又は未成年後見人のあるものについても、監護、教育及び懲戒に關し、その児童の福祉のため必要な措置を採ることができ、

④(略)

第三三條の六(二)・第三三條の六(三) (改正により追加)

第二四條の〇【養育里親等の欠格事由】①(往書略)

三 児童虐待の防止等に関する法律第一條に規定する児童虐待又は被措置児童等虐待を行つた者その他児童の福祉に關し著しく不適当な行為をした者

②(略)

第四七條【施設の長の親権代行】①②(略)

③ 児童福祉施設の長、その住居において養育を行う第六條の三第八項に規定する厚生労働省令で定める者又は里親は、入所中又は受託中の児童等親権を行使する者又は未成年後見人のあるものについても、監護、教育及び懲戒に關し、その児童等の福祉のため必要な措置を採ることができ、

④(略)

○児童虐待の防止等に関する法律

令和二年一月一日以降有効な旧規定

改正法令一覽

児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律（令和一・六・二六第四〇本則三条（令和一・四・施行））

国及び地方公共団体の責務等

第四条① 国及び地方公共団体は、児童虐待の予防及び早期発見、迅速かつ適切な児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援を児童虐待を受けた後十八歳となった者に対する自立の支援を含む。第二項及び次条第三項において同じ。並びに児童虐待を行つた保護者に対する親子の再統合の促進への配慮その他の児童虐待を受けた児童が家庭（家庭における養育環境と同様の養育環境及び適切な家庭環境を含む。）で生活するために必要な配慮をした良好な指導及び支援を行うため、関係者相互間その他の関係機関及び民間団体の連携の強化、民間団体の支援医療の提供体制の整備その他の児童虐待の防止等のための必要な体制の整備に努めなければならない。

②（略）

③（略）

④（略）

⑤（略）

⑥（略）

⑦（略）

⑧（略）

⑨（略）

⑩（略）

⑪（略）

⑫（略）

⑬（略）

⑭（略）

⑮（略）

⑯（略）

⑰（略）

⑱（略）

⑲（略）

⑳（略）

㉑（略）

㉒（略）

㉓（略）

㉔（略）

㉕（略）

㉖（略）

㉗（略）

㉘（略）

㉙（略）

⑤ 児童相談所は、第二項の規定による後見を受けた保護者が当該報告に従わず、その監護する児童に対し親権を行使することと著しく当該児童の福祉を害する場合には、必要に応じて、適切に、児童福祉法第三十三条の七の規定による請求を行うものとする。（改正後の⑥）

施設入所等の措置の解除等

第二三条① 都道府県知事は、児童虐待を受けた児童について施設入所等の措置が採られ、及び当該児童の保護者について児童福祉法第二十七条第一項第一号の措置が採られた場合において、当該児童について採られた施設入所等の措置を解除しようとするときは、当該児童の保護者等について同号の指導を行うこととされた児童福祉法同等の意見を聴くとともに、当該児童の保護者に対し採られた当該指導の効果、当該児童に対し再び児童虐待が行われようとするのを予防するための措置について見込まれる効果その他厚生労働省令で定める事項を勘案しなければならぬ。

②（略）

③（略）

④（略）

⑤（略）

⑥（略）

⑦（略）

⑧（略）

⑨（略）

⑩（略）

⑪（略）

⑫（略）

⑬（略）

⑭（略）

⑮（略）

⑯（略）

⑰（略）

⑱（略）

⑲（略）

⑳（略）

㉑（略）

㉒（略）

㉓（略）

㉔（略）

㉕（略）

㉖（略）

㉗（略）

㉘（略）

㉙（略）

㉚（略）

㉛（略）

㉜（略）

㉝（略）

㉞（略）

㉟（略）

までの規による措置を同法第二十七条第一号から第三号まで及び第二項の規定による措置と、同法第三十三条第八項から第十一項までの規定による一時保護を同法第四項、第十二項の規定による一時保護とみなし、第十条第四項、第十二条から第十四条の三まで、第十二条第二項から第四項まで、第十三条の二、第十三条の四及び第十三条の五の規定を適用する。

一四（略）

○後見登記等に関する法律

令和二年一月一日以降有効な旧規定

改正法令一覽

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和一・五・三二法一六 附則五六条（令和一・二・二九までに施行））

手数料

第一条①（略）

② 前項の手続料の納付は、収入印紙をもつてしなければならない。ただし、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第三條第一項の規定により申請に規定する電子情報処理組織を使用して前項各号の嘱託、申請又は請求をするときは、法務省令で定めるところにより、現金をもつてすることができる。

○商法

令和二年一月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

改正法律 一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二九・六・二四法四五）本則三条（令和二・四・一施行）

① 詐害営業譲渡に係る譲受人に対する債務の履行の請求

第八條の二（一） 譲渡人が譲受人に承継されたい債務の債権者（以下この条において「債権者」という。）を害することを知らずして、営業を譲渡した場合に、債権者は、その譲受人に対して、承継した財産の価額を限度として、当該債務の履行を請求することができる。ただし、その譲受人が営業の譲渡の効力が生じた時において、債権者を害す事実を知らなかったときは、この限りでない。

② 譲渡人が前項の規定により前項の債務を履行する責任を負う場合には、当該責任は、譲渡人が、債権者を害することを知らずして、営業を譲渡したことを知った時が、三年以内を請求又は請求の予告をしない存債権者に対しては、その期間を経過した時に消滅する。営業の譲渡の効力が生じた日から二十年を経過したときは、同様とする。

③ 略

（対話者間における契約の申込み）
第五〇七条 商人である対話者の間において契約の申込みを受け手が直ちに承諾をしなかったときは、その申込みは、その効力を失う。

（隔地者間における契約の申込み）
第五〇八条（一） 略

② 民法第五百一十条の規定は、前項の場合について準用する。

（利息請求権）

第五一三条（一） 商人間において金銭の消費貸借をしたときは、貸主は、法定利息（次条の法定利率による利息をいう。以下同じ。）を請求することができる。

（商事法定利率）

第五一四条 商行為によつて生じた債務に関しては、法定利率は、年六分とする。

（債務の履行の場所）

第五一六条（一） 略、改正後の本条
② 指図債権ないし無記名債権の弁済は、債務者の現在の営業所が営業所がない場合にあつては、その住所においてしななければならない。（改正により削られた）

（指図債権等の証券の提示と履行遅滞）

第五一七条 指図債権又は無記名債権の債務者は、その債務の履行について、指図の定めがあるときであつても、その期限が到来した後、その所持人がその証券を提示してその履行の請求をした時から遅滞の責任を負う。

（無証券喪失の場合の権利行使方法）

第五一八条 金銭その他の物又は有価証券の給付を目的とする有価証券の所持人がその有価証券を喪失した場合において、非訟事件手続法（平成二十二年法律第十一号）第一百四十四条に規定する公示催告の申立てをしたときは、その債務者に、その債務の目的物を供託させ、又は相当の担保を供してその有価証券の題旨に従ひ履行をさせることができる。

（有価証券の譲渡方法及び善意取得）

第五一九条（一） 金銭その他の物又は有価証券の給付を目的とする有価証券の譲渡については、当該有価証券の性質に応じ、手形法（昭和七年法律第二十号）第十三条第三項及び第十四条第一項又は小切手法（昭和八年法律第五十七号）第五条第二項及び第十九条の規定を準用する。
② 金銭その他の物又は有価証券の給付を目的とする有価証券の取得については、小切手法第二十一条の規定を準用する。

（取引時間）

第五二〇条 法令又は慣習により商人の取引時間の定めがあるときは、その取引時間内に限り、債務の履行をし、又はその履行の請求をすることができる。

（商事消滅時効）

第五二二条 商行為によつて生じた債権は、この法律に別段の定めがある場合を除き、五年間行使しないときは時効によつて消滅する。ただし、他の法令に五年間より短い時効期間の定めがあるときは、その定めるところによる。

第五二三条（華商行為） 削除

（買主による目的物の検査及び通知）

第五二六条（一） 略
② 前項に規定する場合において、買主は、同項の規定による検査により売買の目的物の瑕疵があること又はその数量に不足があることを発見したときは、直ちに売主に対してその旨の通知を発しなれば、その瑕疵又は数量の不足を理由として契約の

解除又は代金減額若しくは損害賠償の請求をすることができない。売買の目的物に直ちに発見することのできない瑕疵がある場合において、買主が六箇月以内にその瑕疵を発見したときも、同様とする。
③ 前項の規定は、売主がその瑕疵又は数量の不足につき悪意であつた場合には、適用しない。

（運送貨）

第五七三条（一） 略
② 運送品が不可抗力によつて滅失し、又は損傷したときは、運送人は、その運送貨を請求することができない。この場合において、運送人が既にその運送貨を受け取つていたときは、これを返還しなければならない。（改正により削られた）
③ 運送品がその性質若しくは瑕疵又は荷送人の過失によつて滅失し、又は損傷したときは、運送人は、運送貨の全額を請求することができる。（改正後の②）

○会社法

令和一年一月一日以降有効な旧規定

改正法令

- ① 民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成一九六・二・法四五） 本則四六条（令和一二・四一・施行）
- ② 漁業法等の一部を改正する等の法律（平成二〇・一二・一四・法九五） 附則七〇条（令和一二・一・三）までに施行
- ③ 民事執行法及び国家職女子の奪取の民事上の側面に關する条約の実施に関する法律の一部を改正する法律（令和一二・一・一七） 附則九条（令和一二・一・一六）までに施行

〔許事業譲渡に係る譲受会社に対する債務の履行の請求〕
 第三条の二（一）譲受会社が譲受会社に承継せられた債務の権利を以下二つの条において「残存債権者」とするものとすることを譲渡を譲渡した場合は、残存債権者は、その譲受会社に対して、承継した財産の価額を限度として、当該債務の履行を請求することができる。ただし、その譲受会社が事業の譲渡の効力が生じた時において残存債権者を害すべき事実を知らなかったときは、この限りでない。

- ① 譲受会社が前項の規定により同項の債務を履行する責任を負う場合は、当該責任は、譲受会社が残存債権者を害するものを知つてその責を譲渡したときを知つた時から、在以前に請求又は請求する旨を通知し、又は残存債権者に対しては、その期間を過ぎた時に消滅する。事業の譲渡の効力が生じた日から二十年を経過したときも、同様とする。
- ② 譲受会社が前項の規定により同項の債務を履行する責任を負う場合は、当該責任は、譲受会社が残存債権者を害するものを知つてその責を譲渡したときを知つた時から、在以前に請求又は請求する旨を通知し、又は残存債権者に対しては、その期間を過ぎた時に消滅する。事業の譲渡の効力が生じた日から二十年を経過したときも、同様とする。
- ③ 略

（引受けの無効又は取消しの制限）

第五十條（一）民法（明治十九年法律第八十九号）第九十条ただし書及び第九十四条第一項の規定は、設立時発行株式の引受けに係る意思表示については、適用しない。
 ② 発起人は、株式会社の成立後は、錯誤理由として設立時発行株式の引受けの無効を主張し、又は詐欺若しくは強迫理由として設立時発行株式の引受けの取消しをすることができる。

（設立手續等の特則）

- ① 民法第九十三条ただし書及び第九十四条第一項の規定は、設立時募集株式の引受けの申込み及び前並びに第六十條の契約に係る意思表示については、適用しない。
- ② 設立時募集株式の引受け人は、株式会社の成立後又は創立総会

若しくは種類創立総会においてその議決権を行使した後は、錯誤を理由として設立時発行株式の引受けの無効を主張し、又は詐欺若しくは強迫を理由として設立時発行株式の引受けの取消しをすることができる。

- ④ 株式の価格の決定等
 第一七一条（一）（三）（略）
 ④ 裁判所の決定した価格に対する第一項の期間の満了の日の後の年六分の利率により算定した利息をも支払わなければならない。
- ⑤ 新株予約権の価格の決定等
 第一九一条（一）（三）（略）
 ④ 裁判所の決定した価格に対する第一項の期間の満了の日の後の年六分の利率により算定した利息をも支払わなければならない。

- ④ 裁判所に対する価格の決定の申立て
 第一七一条（一）（三）（略）
 ④ 株式会社は、裁判所が決定した価格に対する取得日以後の年六分利率により算定した利息をも支払わなければならない。
- ⑤ 売買価格の決定の申立て
 第一九一条（一）（三）（略）
 ④ 特別支配株主は、裁判所の決定した売買価格に対する取得日以後の年六分の利率により算定した利息をも支払わなければならない。

- ④ 株式の価格の決定等
 第一八一条（一）（三）（略）
 ④ 裁判所の決定した価格に対する第一項の期間の満了の日の後の年六分の利率により算定した利息をも支払わなければならない。
- ⑤ 略

- ④ 引受けの無効又は取消しの制限
 第二一条（一）民法第九十三条ただし書及び第九十四条第一項の規定は、募集株式の引受けの申込み及び前並びに第二一条第百九十三条の項の契約に係る意思表示については、適用しない。
- ⑤ 募集株式の引受人は、第二一条第百九十三条の規定により株主となつた日から一年を経過した後は、その株主として権利を行使した後は、錯誤を理由として募集株式の引受けの無効を主張し、又は詐欺若しくは強迫を理由として募集株式の引受けの取消しをすることができる。

（競業及び利益相反取引の制限）

- ② 第五六一条（一）（略）
 第五六一条（八）の規定は、前項の承認を受けた同項第一号の取引については、適用しない。
- ③ 株式の価格の決定等
 第四七一条（一）（三）（略）
 ④ 裁判所の決定した価格に対する同項の期間の満了の日の後の年六分の利率により算定した利息をも支払なければならない。
- ⑤ 略

（他の手續の中止等）

第五二一条（一）特別清算開始の命令があつたときは、破産手続開始の申立て、清算株式会社の財産に対する強制執行（仮差押え、仮処分若しくは外国租税協定第百九十七條第項の申立てによるものに限る。以下この項において同じ。）の申立ては、この項に限る。清算株式会社の財産手続開始の決定がなされないものに限り、清算株式会社の財産手続開始の決定がなされないものに限り、仮の仮押え及び仮処分の手続並びに外国租税協定第百九十七條第項の申立ては中止する。ただし、一般の先取特権若しくは他の優先権がある債権に基づく強制執行、仮差押え、仮処分又は財産開手続については、この限りでない。

- ② 役員等責任査定決定
 第五四一条（一）（略）
 ③ 第五五一条（一）の規定は、前項の決定があつたときは、時効の中断に關しては、裁判所の請求があつたものとみなす。
- ④ 略

（社員との抗弁）

- ② 前項の規定する場合において、持分会社がその債権者に対して相殺権、取消権又は解除権を有するときは、社員は、当該債権者に対して債務の履行を拒むことができる。
- ③ 業務を執行する社員と持分会社の関係
 第五九三条（一）（三）（略）
 ④ 民法第百四十四條から第百五十五條までの規定は、業務を執行する社員と持分会社との関係について準用する。この場合において、第六百四十四條第百四十五條第百四十六條第百四十七條第百四十八條第百四十九條第百五十條中「委任事務」とあるのは、「職務」と、同法第六百四十八條第百五十條中「委任」とあるのは、「前項の職務」と読み替へるものとする。

（利益相反取引の制限）

- ② 第五五一条（一）（略）
 第五五一条（八）の規定は、前項の承認を受けた同項第一号の取引については、適用しない。
- ③ 退社に伴う部分の払戻し
 第六二一条（一）（三）（略）
 ⑥ 前項に規定する場合には、持分会社は、除名の請求を提起した日の後の年六分の利率により算定した利息をも支払なければならない。
- ⑦ 略

（社債の償還請求権の消滅時効）

第六〇一条（一）社債の償還請求権は、十年間行使しないときは、時効によつて消滅する。
 ② 社債の利息の請求権及び前条第二項の規定による請求権は、五年間行使しないときは、時効によつて消滅する。
 ③ 前項前段の規定による請求権は、十年間行使しないときは、時効によつて消滅する。

（社債管理者の権限等）

- ③ 前項前段の規定による請求権は、十年間行使しないときは、時効によつて消滅する。
- ④ 株式会社に権利義務を承継させる吸収分割の効力の発生等
 第七九一条（一）（三）（略）
 ④ 第一項の規定にかかわらず、吸収分割会社が吸収分割承継株式会社に承継せられた債務の債権者（以下この条において「残存債権者」という。）を害するものを知つた後において、残存債権者は、吸収分割承継株式会社に對して、承継した財産の価額を限度として、当該債務の履行を請求することができる。ただし、吸収分割承継株式会社が吸収分割の効力が生じた時において残存債権者を害すべき事実を知らなかったときは、この限りでない。

- ⑤ 吸収分割承継株式会社が第四項の規定により同項の債務を履行する責任を負う場合は、当該責任は、吸収分割会社が残存債権者を害するものを知つた時若しくは吸収分割をしたことを知つた時から、一年以内を請求する旨を通知し、又は残存債権者に対しては、その期間を過ぎた時に消滅する。効力発生日から二十年を経過したときも、同様とする。
- ⑥ 略

（持分会社に権利義務を承継させる吸収分割の効力の発生等）

- ④ 第一項の規定にかかわらず、吸収分割会社が吸収分割承継持分会社に承継せられた債務の債権者（以下この条において「残

○商業登記法

令和二年一月一日以降有効な旧規定

改正法令一覽

・情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上及び行政運営の効率化及び繁化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の部を改正する法律（令和一・五・三）法一六 附則四二条 令和二・二一九までに施行

電磁的記録の作成等を示す措置の確認に必要な事項等の証明

第二条の①～④（略）

④ 前項に規定する証及び証明の請求については、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号）以下「情報通信技術利用法」という。第三条及び第四十五条の規定は、適用しない。改正により削られた

（手数料）

第三条①（略）

② 第十条から前条までの手数料の納付は、収入印紙をもつてしなければならない。ただし、法務省令で定める方法で登記事項証明書又は印鑑の証明書の交付を請求するときは、法務省令で定めるところにより、現金をもつてすることができる。

（受付）

第二条①（略）

② 情報通信技術利用法第三条第一項の規定により同項に規定する項の規定申請書への記載に関する部分は、適用しない。

○保険法

令和二年一月一日以降有効な旧規定

改正法令一覽

・民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二九・六・二）法四五 本則五二条（令和二・四・一施行）

（消滅時効）

第九十五条① 保険給付を請求する権利、保険料の返還を請求する権利及び第六十二条又は第九十一条に規定する保険料積立金の払戻を請求する権利は、三年間行わないときは、時効によって消滅する。権利は、一年間行わないときは、時効によって消滅する。

○手形法

令和二年一月一日以降有効な旧規定

改正法令一覽

・民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二九・六・二）法四五 本則九条（令和二・四・一施行）

第一条（法律上当然の指図証券性）①（略）

② 振出人が替手形（指図禁止）ノ文字又ハ之ト同一ノ意義ヲ有スル文言ヲ記載シタルトシテハ其ノ証券ハ指名債權ノ讓渡ニ関スル方式ニ從ヒ且其ノ効力ヲ以テ之ヲ讓渡スコトヲ得

③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

④ 期限後裏書 ① 満期後ノ裏書ハ満期前ノ裏書ト同一ノ効力ヲ有ス但シ支払拒絶證書作成後ノ裏書又ハ支払拒絶證書作成期間経過後ノ裏書ハ指名債權ノ讓渡ノ効力ノミヲ有ス

④ 八条（請求金額）①（往書略）
一 略
二 年六分ノ率ニ依ル満期以後ノ利息
三 略
④ 九条（再請求金額）（往書略）
一 略
二 前号ノ金額ニ対シ年六分ノ率依リ計算シタル支払ノ日以後ノ利息
三 略

第七二条（時効の中断）時効ノ中断ハ其ノ中断ノ事由ガ生シタル者ニ対シテノミ其ノ効力ヲ生ズ

第八六条（消滅時効の中断）①裏書人ノ他ノ裏書人及振出ノ二対スル為替手形上及約束手形上ノ請求權ノ消滅時効ハ其ノ者ガ訴ニ受ケタル場合ニ在リテハ前者ニ対シ訴訟告知ヲ為ス二因リテ中断ス
② 前項ノ規定ニ因リテ中断シタル時効ハ裁判ノ確定シタル時ヨリ更ニ其ノ進行ヲ始ム

○小切手法

令和二年一月一日以降有効な旧規定

改正法令一覽

・民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二九・六・二）法四五 本則二条（令和二・四・一施行）

第四条（法律上当然の指図証券性）①（略）

② 記名式小切手ニシテ指図禁止ノ文字又ハ之ト同一ノ意義ヲ有スル文言ヲ記載シタルモノハ指名債權ノ讓渡ニ関スル方式ニ從ヒ且其ノ効力ヲ以テ之ヲ讓渡スコトヲ得

④ 第四条（期限後裏書）① 拒絶證書若ハ之ト同一ノ効力ヲ有スル宣言ノ作成後ノ裏書又ハ呈示期間経過後ノ裏書ハ指名債權ノ讓渡ノ効力ノミヲ有ス

④ 第三条（振出人の死亡又は無能）振出ノ後振出人ガ死亡シ又ハ行為能力ヲ失フモ小切手ノ効力ニ影響ヲ及ボスコトナシ
④ 四条（請求金額）（往書略）
一 略
二 年六分ノ率ニ依ル呈示ノ日以後ノ利息
三 略

④ 五条（再請求金額）（往書略）
一 略
二 前号ノ金額ニ対シ年六分ノ率依リ計算シタル支払ノ日以後ノ利息
三 略

第五二条（時効の中断）時効ノ中断ハ其ノ中断ノ事由ガ生シタル者ニ対シテノミ其ノ効力ヲ生ズ

第七二条（消滅時効の中断）①裏書人ノ他ノ裏書人及振出ノ二対スル小切手ノ請求權ノ消滅時効ハ其ノ者ガ訴ニ受ケタル場合ニ在リテハ前者ニ対シ訴訟告知ヲ為ス二因リテ中断ス
② 前項ノ規定ニ因リテ中断シタル時効ハ裁判ノ確定シタル時ヨリ更ニ其ノ進行ヲ始ム

有効な改正前規定（国際的な子の奪取の民事上の側面 配偶者暴力防止法 仲裁法）

○国際的な子の奪取の民事上の側面 に関する条約の実施に関する法律

令和二年一月一日以降有効な旧規定

改正法令一覽

- ・民事執行法及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律の一部を改正する法律（令和一・五・一七法）（本則二条（令和二・五・一六まで）に施行）

（間接強制の前置）

第三六条 子の返還の代替執行の申立ては、民事執行法第七十七條第一項の規定による決定が確定した日から一週間を経過した後（当該決定において定められた債務を履行すべき一定の期間の経過がこれより後である場合は、その期間を経過した後）でなければすることができない。

一―三（改正により追加）

子の返還を実施させる決定

- 第三八条（略、改正後の①）
- ②（改正により追加）

（執行官の権限）

第一四〇条① 執行官は、債務者による子の監護を解くために必要な行為として、債務者に対し説得を行うほか、債務者の住居その他債務者の占有する場所において、次に掲げる行為をすることができ、

- 一 債務者の住居その他債務者の占有する場所に立ち入り、その場所において子を検索すること、この場合において、必要があるときは、閉鎖した戸を開くため必要な処分をすること。改正により削られた。
- 二 返還実施者と子を面会させ、又は返還実施者と債務者を面会させること。改正により削られた。
- 三 債務者の住居その他債務者の占有する場所に返還実施者を立ち入らせること。改正により削られた。

② 執行官は、前項に規定する場所以外の場所においても、子の心身に及ぼす影響、当該場所及びその周囲の状況その他の事情を考慮して相当と認めるときは、子の監護を解くために必要な行為として、債務者に対し説得を行うほか、当該場所を占有する者の同意を得て、同項各号に掲げる行為をすることができ、改正により削られた。

③ 前二項の規定による子の監護を解くために必要な行為は、子が債務者と共にいる場合に限り、することができる。改正により削られた。

④ 執行官は、第一項又は第二項の規定による子の監護を解くために必要な行為をするに際し抵抗を受けるときは、その抵抗を排除するために、威力を用い、又は警察上の援助を求めることができる。改正後の②

⑤ 改正後の③
⑥ 執行官は、第一項又は第二項の規定による子の監護を解くために必要な行為をするに際し、返還実施者に対し、必要な指示をすることができ、改正により削られた。

（返還実施者の権限）

- 第一四一条①②（略、改正後の①②）
- ③（改正により追加）

○配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

令和二年一月一日以降有効な旧規定

改正法令一覽

- ・児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律（令和一・六・一六法四六）本則四九条（令和二・四・一施行）

（被害者の保護のための関係機関の連携協力）

第九九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

○仲裁法

令和二年一月一日以降有効な旧規定

改正法令一覽

- ・民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二九・六・二法四五）本則三九条（令和二・四・一施行）

仲裁手続の開始及び時効の中断

第九九条①（略）
② 仲裁手続における請求は、時効中断の効力を生ずる。ただし、当該仲裁手続が仲裁判断によらずに終了したときは、この限りでない。

有効な改正前規定（民事再生法）

の規定による破産手続終結の決定があったときは、当該申立て... 強制執行等に基づく強制執行、仮差押え、仮処分若しくは国税... 破産債権に基づく強制執行、仮差押え、仮処分若しくは国税... 破産債権に基づく強制執行、仮差押え、仮処分若しくは国税... 破産債権に基づく強制執行、仮差押え、仮処分若しくは国税...

○民事再生法

令和一年一月一日以降有効な旧規定
改正法令一部
第一節を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 平成二九・六・法四五 本則三条（令和二一）

四一 施行
民事執行法及び国際的子女の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律の一部を改正する法律（令和二一）
約法二 附則一六条（令和二一）一、令和二一・五・一六
まに施行

登記のある権利についての登記等の嘱託

第二一条（一） 住居
一 登記のある権利に関し第四百二十四条の二第一項（同条第七項において準用する場合を含む。）又は第四百四十二条第一項若しくは第二項の規定による保全処分があつたとき。

② 事件に関する文書の閲覧等
第六六条（一） ③ 略

④ 再生債務者以外の利害関係人
第二六条第一項の規定による中止の命令、第二七条第一項の規定による禁止の命令、第三十条第一項の規定による保全処分、第三十一条第一項の規定による中止の命令、第五十四条第一項若しくは第七十九条第一項の規定による処分、第二百四十四条の二第一項の規定による保全処分、第二百九十七条第一項の規定による中止の命令又は再生手続開始の申立てについての裁判

二 略

再生手続開始の申立ての取下げの制限
第三二条
再生手続開始の申立てをした者は、再生手続開始の決定前において、第二六条第一項の規定による中止の命令、包括的禁止命令、第三十条第一項の規定による保全処分、前条第一項の規定による中止の命令、第五十四条第一項若しくは第七十九条第一項の規定による処分、第二百四十四条の二第一項の規定による保全処分又は第二百九十七条第一項の規定による中止の命令があつた後は、裁判所の許可を得なければならぬ。

（他の手続の中止等）
第三九条（一） 再生手続開始の決定があつたときは、破産手続開

始 再生手続開始若しくは特別清算開始の申立て、再生債務者の財産に対する再建債権に基づく強制執行等若しくは再建債権に基づく外国国税滞納処分又は再生債権に基づく財産再建手続の申立てはする。
② ④ 略

（債権者代表訴訟等の取扱い）
第四〇条（一） 民法（明治十九年法律第八十九号）第四百二十三条四号は第四百二十四条の規定より再生債権者の提起した訴訟又は破産法に対する否認の訴訟若しくは否認の請求を認容する決定に対する異議の訴訟は再生手続開始時係属するときは、その訴訟は、中断する。

② 再生債権者等は、前項の規定により中断した訴訟手続のうち、民法第四百二十三条の規定により再生債権者の提起した訴訟に係るものを受け継ぐことができる。
③ ⑦ 略

（再生債権者の議決権）
第八七条（一） 住居
一 再生手続開始後に期限が到来すべき確定期限付債権で無利息のもの、再生手続開始の時から期限に至るまでの期間の年数（その期間に一年に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）に就いて債権に対する法定利息を債権額から控除した額

二 金額及び存続期間が確定している定期金債権、各定期金に定利率よりその定期金に相当する利息を生ずる額が法定利率を超えたるときは、その元本額

三、四、略

（開始後債権）
第三二条（二） 略
③ 開始後債権に基づく再生債務者の財産に対する強制執行、仮差押え及び仮処分並びに財産開示手続の申立ては、前項の規定する期間が、するべき開始後債権である其が規定外国国税の請求権に基づく再生債務者の財産に対する国税滞納処分の例によつて定められたものと同様とする。

（再生債権者を害する行為の否認）
第二七条（一） 住居
一 再生債務者が再生債権者を害することを知らなかったが、再生債務者が再生債権者を害する事実を知つたときは、この限りで

ない。

二 再生債権者が支拂の停止又は再生手続開始、破産手続開始若しくは特別清算開始の申立て（以下この節において「支拂の停止等」という。）があつた後にした再生債権者を害する行為は、ただし、これによつて利益を受けた者が、その行為の当時支拂の停止等があつたこと及び再生債権者を害する事実を知らなかつたときは、この限りで

② ③ 略

（相当の対価を得てした財産の処分行為の否認）
第二七条（二） 住居
一 当該行為が、不動産の金銭の換価その他の当該処分による債権の種類の変更により、再生債権者において隠匿、無償の供与その他の再生債権者を害する処分（以下この条及び第三百三十二条の二第二項及び第三項において「隠匿等の処分」とい。）をする若しくはこれを現に生じさせるものであること

二、三、略

（特定の債権者に対する担保の供与等の否認）
第二七条（三） 住居
一 略

二 再生債権者の義務に属せず、又はその時期が再生債務者の義務に属しない行為であつて、支払不能になる前二十日以内になされたとき。ただし、債権者がその行為の当時の再生債務者を害する事実を知らなかつたときは、この限りでない。

③ 略

（否認権行使の効果）
第三二条（一） 略
② 第二百七条第一項に規定する行為が否認された場合において、相手方が、当該行為の当時、支払の停止等があつたこと及び再生債権者を害する事実を知らなかつたときは、その現に受けている利益を償還すれば足りる。

第三二条（二） 略
第三三条（一） 略
第三四条（一） 次に掲げる場合には、否認は、転債者に対して行使することができる。
一 転債者が転債の時、それぞれその前者に対する否認の原因のあることを知っていたとき
二 転債者が第二百七条の二第二項に掲げられる者のいずれかであるとき。ただし、転債の当時、それぞれその前者に対する否認の原因のあることを知らなかつたときは、この限りでない。
三 転債者が無償行為又はこれを同視すべき有償行為によつて転債した場において、それぞれその前者に対し否認の原因があるとき。

○刑法

令和二年一月一日以降有効な旧規定

改正法令一覽
・民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律（平成二〇・七・二二法七二）附則二三条（令和二・四・一施行）

（差押え等に係る自己の物に関する特例）

第二五條 第九九条第一項及び第一百十條第一項に規定する物が自己の所有に係るものであつても、差押えを受け、物権を担し、賃貸し、又は保険に付したものである場合において、これを焼損したときは、他人の物を焼損した者の例による。

（非現住建物等差押）

第二〇条①（一）
② 浸害した物が自己の所有に係るときは、その物が差押えを受け、物権を負担し、賃貸し、又は保険に付したものである場合に限る。前項の例による。

（自己の物の損壊等）

第二六二条 自己の物であつても、差押えを受け、物権を負担し、又は賃貸したものを損壊し、又は傷害したときは、前三条の例による。

○犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律

令和二年一月一日以降有効な旧規定

改正法令一覽
・民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二九・六・二二法四五）本則三三条（令和二・四・一施行）

（時効の中断）

第八條 損害賠償命令の申立ては、前条第一項の決定（同項第一号に該当することを理由とするものを除く）の告知を受けたときは、当該告知を受けた時から六月以内に、その申立てに係る請求について、裁判上の請求、支払督促の申立て、和解の申立て、民事調停法（昭和二十六法律第二百一十号）若しくは家事事件手続法（平成二十三年法律第五十号）による調停の申立て、破産手続参加、更生手続参加、更生手続参加、差押え、仮差押え又は仮処分をしなければ、時効の中断の効力を生じない。

○少年法

令和二年一月一日以降有効な旧規定

改正法令一覽
・児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律（令和一・六・二六法四六）附則九条（令和二・四・一施行）

（援助、協力）

第六條① 家庭裁判所は、調査及び観察のため、警察官、保護観察官、保護司、児童福祉司、児童福祉法第十一条の三第二項第四号に規定する児童福祉司をいう。第二十条第一項において同じ。又は児童委員に対して、必要な援助をさせることができる。

② 略

○労働契約法

令和二年一月一日以降有効な旧規定

改正法令一覽

・働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律
(平成二〇・七・六法七) 本則八条(令和二・四・一施行)

期間の定めがあることによる不合理な労働条件の禁止

第〇条 有期労働契約を締結している労働者の労働契約の内容である労働条件が、期間の定めがあることにより同一の使用者と期間の定めのない労働契約を締結している労働者の労働契約の内容である労働条件と相違する場合においては、当該労働条件の内容と相違は、労働者の業務内容及び当該業務に伴う責任の程度(以下この条において「職務の内容」という。)当該職務の内容及び配置の変更の範囲その他の事情を考慮して、不合理と認められるものであってはならない。(改正により削られた)

第二条 第三条 (略) 改正後の二〇条 第二条

○労働基準法

令和二年一月一日以降有効な旧規定

改正法令一覽

・民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二九・六・二法四五) 本則一六四条(令和二・四・一施行)

審査及び仲裁

第〇条 第一項の規定による審査又は仲裁の申立て及び第二項の規定による審査又は仲裁の開始は、時効の中断に関しては、これを裁判上の請求とみなす。

第〇条 有期労働契約を締結している労働者の労働契約の内容である労働条件が、期間の定めがあることにより同一の使用者と期間の定めのない労働契約を締結している労働者の労働契約の内容である労働条件と相違する場合においては、当該労働条件の内容と相違は、労働者の業務内容及び当該業務に伴う責任の程度(以下この条において「職務の内容」という。)当該職務の内容及び配置の変更の範囲その他の事情を考慮して、不合理と認められるものであってはならない。(改正により削られた)

○雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律

令和二年一月一日以降有効な旧規定

改正法令一覽

・民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二九・六・二法四五) 本則〇九条(令和二・四・一施行)

第一章

第二節 事業主の講ずべき措置
職場における性的な言動に起因する問題に関する雇用上の措置
第〇条 (改正により追加)
① 略
② 厚生労働大臣は、前項の規定に基づき事業主が講ずべき措置に関し、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針(次項において「指針」という。)を定めるものとする。(改正後の④)
③ 略(改正後の⑤)

第〇条 有期労働契約を締結している労働者の労働契約の内容である労働条件が、期間の定めがあることにより同一の使用者と期間の定めのない労働契約を締結している労働者の労働契約の内容である労働条件と相違する場合においては、当該労働条件の内容と相違は、労働者の業務内容及び当該業務に伴う責任の程度(以下この条において「職務の内容」という。)当該職務の内容及び配置の変更の範囲その他の事情を考慮して、不合理と認められるものであってはならない。(改正により削られた)

第三節 紛争の解決の援助
第一節 紛争の解決の援助

第三節 紛争の解決の援助

紛争の解決の援助

第〇条 紛争の解決の援助に関する特例
第六条 第五条から第七条まで、第九条、第十一条第一項、第十二条第二項、第十三条及び第十三条第一項に定める事項についての労働者と事業主との間の紛争については、個別労働紛争の解決の促進に関する法律(平成十三年法律第百二十二号)第四条、第五条及び第十二条から第十九条までの規定は適用せず。次条から第十七条までに定めるところによる。

調停の委任

第〇条 委員会は、調停のため必要があると認めるときは、関係当事者の出頭を求め、その意見を聴くことができる。改正後の本条
② 委員会は、第十一条第一項及び第十二条第二項に定める事項についての労働者と事業主との間の紛争の調停のために必要があると認め、かつ、関係当事者の双方の同意があるときは、関係当事者のほか、当該事件に係る職場において性的な言動又は同項に規定する言動を行ったとされる者の出頭を求め、その意見を聴くことができる。(改正により削られた)

第〇条 有期労働契約を締結している労働者の労働契約の内容である労働条件が、期間の定めがあることにより同一の使用者と期間の定めのない労働契約を締結している労働者の労働契約の内容である労働条件と相違する場合においては、当該労働条件の内容と相違は、労働者の業務内容及び当該業務に伴う責任の程度(以下この条において「職務の内容」という。)当該職務の内容及び配置の変更の範囲その他の事情を考慮して、不合理と認められるものであってはならない。(改正により削られた)

有効な改正前規定(労働契約法 労働基準法 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律)

有効な改正前規定（短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律）

ことがである。
（適用除外）
第三条 第一章第一節及び第三節、前章、第十九条並びに第二十条の規定は、国家公務員及び地方公務員に、第二章第四節の規定は、一般職の国家公務員、行政執行法人労働関係節の規定は、昭和二十三年法律第百五十七号、第二章第四号の職員を除く、裁判所職員臨時措置法（昭和十六年法律第百九十九号）の適用を受ける裁判所職員、国会職員法（昭和二十二年法律第八十五号）の適用を受ける国会職員及び自衛隊法（昭和十九年法律第六十六号）第五条第五項に規定する除員に關しては適用しない。

○短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律

令和元年一月一日以降有効な旧規定

改正法令一覽
労働法改革を推進するための関係法律の整備に關する法律（平成三〇・七・七法七）本則七条令（四・一四）施行
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の一部を改正する法律（令）第一六・五法二四（附則一、二、三、四、五、六、四まで施行）

題名 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律

（目的）

第一条 この法律は、我が国における少子高齢化の進展、就業構造の変化等の社会経済情勢の変化に伴い、短時間労働者の果たす役割の重要性が増大していることにかんがみ、短時間労働者についての適正な労働条件の確保、雇用管理の改善、通常の労働者への転換、職業能力の開発及び向上等に關する措置等を講ずることにより、通常の労働者との均衡のとれた待遇の確保等を図ることを通じて、短時間労働者の有する能力を有効に発揮することができるようにし、もつてその福祉の増進を図り、あわせて経済及び社会の発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法において、短時間労働者とは、一週間の所定労働時間が通常の事業所に雇用される労働者、当該事業所に雇用される通常の労働者と同種の業務に従事する当該事業所に雇用される労働者にあつては、厚生労働省令で定める場合を除き、当該労働者と同種の業務に従事する当該通常の労働者の一週間の所定労働時間に比し短い労働者をいう。（改正後）

②改正により追加

第三条の二（改正により追加）

第三条の二（事業主等の責務）
第三条の二 事業主は、その雇用する短時間労働者について、その就業の実態等を考慮し、適正な労働条件の確保、教育訓練の実施、福利厚生を充実その他の雇用管理の改善及び通常の労働者への転換、短時間労働者が雇用される事業所において通常の

（労働者として雇い入れられること）

以下一雇用管理の改善等」ということに関する措置等を講ずることにより、通常の労働者との均衡のとれた待遇の確保を図り、当該短時間労働者が有する能力を有効に発揮することができるように努めるものとする。
② 事業主の団体は、その構成員である事業主が雇用する短時間労働者の雇用管理の改善等に、必要な助言、協力の他の援助を行うように努めるものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第四条（国） 国は、短時間労働者の雇用管理の改善等について、事業主その他の関係者の自主的な努力を尊重しつつその実情に応じてこれらの者に対し必要な指導、援助等を行うとともに、短時間労働者の能力の有効な発揮を妨げない諸要因の解消を図るために必要な広報その他の啓発活動を行うほか、その職業能力の開発及び向上等を図る等、短時間労働者の雇用管理の改善等の促進その他その福祉の増進を図るために必要な施策を総合的かつ効果的に推進するよう努めるものとする。

② 地方公共団体は、前項の国の施策と相まって、短時間労働者の福祉の増進を図るために必要な施策を推進するよう努めるものとする。

第二章 短時間労働者対策基本方針

第三章 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する措置等

（労働条件に關する文書の交付等）

第六条（一） 事業主は、短時間労働者を雇入れたときは、速やかに当該短時間労働者に対して、労働条件に關する事項のうち労働基準法（昭和十二年法律第四十九号）第十五条第一項に規定する定まる事項以外のものであつて、厚生労働省令で定めるもの（次項及び第十四条第一項において、特定事項という。）を文書の交付（以下「交付」という。）により明示しなければならない。

（就業規則の作成の手續）

②改正により追加

第八条（短時間労働者の待遇の原則）

第八条 事業主は、その雇用する短時間労働者の待遇を、当該事業所に雇用される通常の労働者の待遇と相違するものとする場合においては、当該待遇の相違は、当該短時間労働者が通常の労働者の業務の内容及び当該業務に伴う責任の程度及び通常の職務の内容等という、当該職務の内容及び配置の変更の範囲

その他の事情を考慮して、不合理と認められるものであつてはならない。
（通常の労働者と同視すべき短時間労働者に対する差別的取扱いの禁止）
第九条 事業主は、職務内容及び当該事業所に雇用される通常の労働者と同種の短時間労働者（第十一条第一項において、職務内容同一短時間労働者という）であつて、当該事業所における慣行その他の事情からみて、当該事業主との雇用関係が終了するまでの全期間において、当該職務内容及び配置が当該通常の労働者の職務の内容及び該職務の変更の範囲と同一の範囲で変更されず見込まれるもの（次条及び同項において、通常の労働者と同視すべき短時間労働者という）については、通常の労働者であることと理由として、賃金の決定、教育訓練の実施、福利厚生施設の利用その他の待遇について、差別的取扱いをしてはならない。

（賃金）

第十条 事業主は、通常の労働者との均衡を考慮しつつ、その雇用する短時間労働者と同視すべき短時間労働者の職務を除く、次条第一項及び第十三条において同じく、通常の職務の内容、職務の成果、意欲、能力又は経歴等を勘案し、その賃金通勤手当、退職手当その他の厚生労働省令で定めるものを除く。）を決定するよう努めるものとする。

（教育訓練）

第十一条（一） 事業主は、通常の労働者に対して実施する教育訓練であつて、当該通常の労働者が従事する職務の遂行に必要な能力を付与するためのものについては、職務内容同一短時間労働者（以下「同項」といふ）と同視すべき短時間労働者を除く、以下の事項において同じく、当該短時間労働者に必要とされる場合、その他の厚生労働省令で定める場合を除き、職務内容同一短時間労働者に対して、これを実施しなければならない。
（二） 事業主は、前項に定めるもののほか、通常の労働者との均衡を考慮しつつ、その雇うる短時間労働者の職務の内容、職務の成果、意欲、能力及び経歴等に応じ、当該短時間労働者に対して教育訓練を実施するよう努めるものとする。

（福利厚生施設）

第十二条 事業主は、通常の労働者に対して利用の機会を与える福利厚生施設であつて、健康の保持又は業務の円滑遂行に資するものとして厚生労働省令で定めるものについては、その雇用する短時間労働者に対して、利用の機会を与えるよう配慮しなければならない。

（通常の労働者への転換）

第十三条 事業主は、通常の労働者への転換を推進するため、その雇用する短時間労働者について、次の身のいすれかの措置

を講じなければならない。

一 通常の労働者の募集を行う場合において、当該募集に係る内容、労働者の募集を行う場合において、当該募集に係る内容、賃金、労働時間その他の当該募集に係る事項を当該事業所において雇用する短時間労働者に周知すること。
二 通常の労働者の募集を新たに行う場合において、当該配置の希望を申し出る機会を当該配置に係る事業所において雇用する短時間労働者に対して与えること。
三 一定の資格を有する労働者を対象とした通常の労働者への転換のための試験制度を設けることその他の通常の労働者への転換を推進するための措置を講ずること。

事業主が講ずる措置の内容等の説明

第四條 事業主は、短時間労働者を雇入れたときは、速やかに、第九條から前条までの規定により措置を講ずべきこととされた事項（労働基準法第十五條第一項に規定する厚生労働省令で定める事項及び特定事項を除く。）に関し講ずることとされている措置の内容について、当該短時間労働者に説明しなければならない。

第五條 事業主は、その雇用する短時間労働者から求めがあつたとき、第六條、第九條及び第九條から前条までの規定により措置を講ずべきこととされている事項に関する決定をするに当つて考慮した事項について、当該短時間労働者に説明しなければならない。

改正により追加

（指針）

第五條 ① 厚生労働大臣は、第六條から前条までに定めるもののほか、第九條第一項の事業主が講ずべき雇用管理の改善等に関する措置に関し、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針（以下この節において「指針」という。）を定めるものとする。

② 第五條第二項から第五項までの規定は指針の策定について、同条第四項及び第五項の規定は指針の変更について準用する。

相談のための体制の整備

第六條 事業主は、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する事項に関し、その雇用する短時間労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制を整備しなければならない。

（短時間雇用管理者）

第七條 事業主は、常時厚生労働省令で定める数以上の短時間労働者を雇う事業所ごとに、厚生労働省令で定めるところにより、指針に定める事項その他の短時間労働者の雇用管理の改善等に関する事項を管理するため、短時間雇用管理者を選任するよに努めるものとする。

（報告の徴取並びに取置 指置及び勧告等）

有効な改正前規定（育児休業、

第一八条 ① 厚生労働大臣は、短時間労働者の雇用管理の改善等を図るため必要があると認めるときは、短時間労働者を雇用する事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

第四章 紛争の解決の援助

第一節 紛争の解決の援助

（苦情の自主的解決）

第二條 事業主は、第六條第一項、第九條、第十條第一項及び第十二條から第十四条までに定める事項に関し、短時間労働者から苦情の申出を受けたときは、苦情処理機関（事業主を代表する者及び当該事業所の労働者を代表する者を構成員とする当該事業所の労働者の苦情を処理するための機関をいう。）に対し該苦情の処理を委任する等その自主的な解決を図るよう努めるものとする。

紛争の解決の促進に関する特例

第三條 前条の事項についての短時間労働者と事業主との間の紛争については、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平成十三年法律第百二十二号）第四條、第五條及び第十二條から第十九条までの規定は適用せず。次条から第二十七条までに定めるところによる。

（紛争の解決の援助）

第四條 ① 事業主は、短時間労働者が前項の援助を求めたことを理由として、当該短時間労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

調停の委任

第五條 ① 略
② 前条第二項の規定は、短時間労働者が前項の申請をした場合について準用する。

（調停）

第六條 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第十九條、第二十二條第一項及び第二十二條から第二十六條までの規定は、前条第一項の調停の手続について準用する。この場合において、同法第十九條第一項中「前条第二項」とあるのは、「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律第二十五條第一項」と同法第二十二條第一項中「関係当事者」とあるのは、「関係当事者又は関係当事者と同一の事業所に雇用される労働者その他の参考人」と、同法第二十五條第一項中「第十八條第一項」とあるのは、「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律第二十五條

第一項と読み替へるものとする。

○育児休業 介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律

令和二年一月一日以降有効な旧規定
改正法令一覽
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和・六・五法二四 本則六条（令和一・六・四までに施行）
定義
第六條 この法律（第一号に掲げる用語にあつては、第九條の三並びに第六十一條第三項及び第三十四項を除く。）において、次の各号に掲げる用語の意は、当該各号に定めるところによる。
一 育児休業 労働者自ら雇用される者を除く。以上の条
次章から第八章まで、第二十二條から第二十六條まで、第二十八條、第二十九條及び第三十條において同じが、次章に定めるところにより、その子（民法（明治二十九年法律第八十九号）第八十七條の二第一項の規定により労働者が当該労働者と間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求し、若し当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る）であつて、当該労働者が現在に監護するもの、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十六号）第二十七條第一項の規定により同法第六條の四第二号に規定する養子縁組を視する労働者委託されている児童及びその他これに準ずる者として厚生労働省令で定める者に、厚生労働省令で定めるところにより委託されている者を含む。第四号及び第六十一條第三項（同条第一項において準用する場合を含む。）を除き、以下同じ。）を養育するためにする休業をいう。
二一五（略）

第九章 事業主が講ずべき措置
職場における育児休業等に関する言動に起因する問題に関する雇用管理上の措置
第五條（概 改正後）
②（改正により追加）

第五條の二（改正により追加）

○労働者災害補償保険法

職業安定法

○職業安定法

○職業安定法

○職業安定法

○職業安定法

○職業安定法

○職業安定法

指針
第八條 厚生労働大臣は、第二十一条から前条までの規定に基づき事業主が講ずべき措置及び子の養育又は家族の介護を行い、又は行うこととなる労働者の職業生活と家庭生活との両立を図られるようにするために事業主が講ずべきその他の措置の適切かつ有効な実施を図るための業務を担当する者を選任するよう努めなければならない。

令和二年一月一日以降有効な旧規定

改正法令一覽

改正法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成一九・六・法四五）本則一六六条（令和二年）

第二時（旅行）

第四條 療養補償給付、休業補償給付、葬祭料、介護補償給付、療養費、休金給付、葬給付、介護給付及び二次健康診察費を受け取る権利は、二年を経過したとき、障害補償給付、遺族補償給付、障害者年金及び遺族給付を受ける権利は、五年を経過したときは、時効によつて消滅する。

第六四條（年金給付と損害賠償との関係）

①労働者又はその遺族が障害年金若しくは遺族補償年金又は障害者年金若しくは遺族年金（以下この条において「年金給付」という）を受けるべき場合、当該年金給付を受けることとなつた時に、当該年金給付に係る障害補償年金前払一時金若しくは遺族補償年金前払一時金又は障害年金前払一時金給付（以下「一時金給付」という）を請求することができる場合に限る。であつて、同一の事由について、当該労働者を使用し、同一の事業主又は使用した事業主から民法その他の法律による損害賠償（以下単に「損害賠償」といふ）当該年金給付によつて入補される損害をん補する部分に限る）を受けることができるときは、当該損害賠償については、当分の間、次に定めるところによるものとする。

一事業主は、当該労働者又はその遺族の年金給付を受ける権利が消滅するまでの間、その損害の発生時から当該年金給付に係る前払一時金給付を受けるべきときまでの法定利率により計算される額を合算した場合における当該合算した額が当該前払一時金給付の最高限度額に相当する額となるべき額（次号の規定により損害賠償の責めを免れたときは、その免れた額を控除した額）の限度で、その損害賠償の履行をしななければならない。

二前号の規定により損害賠償の履行が猶予されている場合において、年金給付又は前払一時金給付の支給が行われたときは、事業主は、その損害の発生時から当該支給が行われた時までの法定利率により計算される額を合算した場合における当該合算した額が当該年金給付又は前払一時金給付の額となるべき額の限度で、その損害賠償の責めを免れる。

②（略）

令和二年一月一日以降有効な旧規定

改正法令一覽

雇用関係法等の一部を改正する法律（平成一九・三・三・法一四）本則五条（令和二・三・〇）施行

求人（申込み）

第五條の五（公共職業安定所、特定地方公共団体及び職業紹介事業者による申込み）は至らざりしものとならざりしもの。ただし、その申込みの内容が法令に違反し、又は申込みの内容がある賃金、労働時間その他の労働条件が通常の労働条件に比べて著しく不当であると認めるとき、又は求人者が第五條の第三項の規定による明示をしなかつたときは、その申込みを受理しないことができる。

許可の資格事由

一禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定その他労働に関する法律の規定（次号に規定する規定を除く）であつて政令で定めるもの若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の規定（同法第五十号）第二号に係る部分に限る。及び第五十二條の規定を除く。により、若しくは明法（明治四十四年法律第四十号）第二百四條、第二百六條、第二百八條、第二百八條の四、第二百二十二條若しくは第二百四十七條の罪、暴力行為等処罰に関する法律（天正十五年法律第六十号）の罪若しくは出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第七十三條の第二項の罪を犯したることにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わらぬ、又は執行を受けることがなく、十五日から起算して五年を経過しない者。

二一五（略）

六第三十二條の九第一項、第三十三條第四項において準用する場合を含む。第三十二條の九第一項（第一号）に限る。第三十三條第四項において準用する場合を含む。の規定により許可を取り消された場合については、当該法人が第一号又は第二号に規定する者に該当することとなつたことによる場合に限る。）、又は第三十二條の三第一項において準用する第三十二條の九第一項の規定により無料の職業紹介事業の廃止を命じられた者が法人である場合（第三十三條の三第二項において準用する第三十二條の九第一項（第一号）に限る。）、の規定により廃止を命じられた場合については、当該法人が第一号又は第二号に規定する者に該当することとなつた

ことによる場合に限る）において、当該取消し又は命令の処分を受ける原因となつた事項が発生した当該時当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準する者）を、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に別し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準する者（同等以下）の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この条において「同じ」であつたもので、当該取消し又は命令の日から起算して二年を経過しないもの。

七、八（略）

九暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第九項に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」といふ。）又は暴力団員でなかつた日から五年を経過しない者（以下この条において「暴力団員等」といふ。）第十三（略）

取扱職業の範囲

第五條の五及び第六條の六第一項の規定は、有料職業紹介事業者に係る前項に規定する職業に係る求人の申込み及び求職の申込みについては、適用しない。

取扱職業の範囲等の届出等

第三條の二（略）
② 有料の職業紹介事業を行う者又は有料職業紹介事業者が、前項の規定により、取扱職種の規等を届け出た場合には、第五條の五及び第六條の六第一項の規定は、その範囲内に限り適用するものとする。

③（略）

○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律

令和二年一月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

- ・働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律(平成二〇一七・六法七二)本則第五条(令和二〇一四・一四・一施行)
- ・女性の職生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律(令和二〇一六・五法四)本則五条及び附則二条(令和二〇一六・四・一施行)

契約の内容等

- 第六 条(一) 略
- ④ 派遣元事業主から新たな労働者派遣契約に基づく労働者派遣第四十条の二第二項各号のいずれかに該当するものを除く。

⑤(改正) 改正により追加

- ① 派遣元事業主は、その雇用する派遣労働者の従事する業務と同種の業務に従事する派遣先に雇用される労働者の賃金水準との均衡を考慮し、当該派遣労働者の従事する業務と同種の業務に従事する労働者の賃金水準又は当該派遣労働者の職務の内容、一般の労働者の賃金水準又は当該業務を勘案し、当該派遣労働者の賃金を決定するように配慮しなければならない。

②(改正) 改正により追加

- ② 派遣元事業主は、その雇用する派遣労働者の従事する業務と同種の業務に従事する派遣先に雇用される労働者の賃金水準との均衡を考慮し、当該派遣労働者の賃金を決定するように配慮しなければならない。

③(改正) 改正により追加

- ③ 派遣元事業主は、その雇用する派遣労働者の賃金水準との均衡を考慮し、当該派遣労働者の賃金を決定するように配慮しなければならない。

派遣労働者の福祉の増進

- 第三 条(三) 派遣元事業主は、その雇用する派遣労働者として派遣先となる労働者について、各人の希望、能力及び経験に応じた就業の機会を派遣労働者以外の労働者としての就業の機会を含む。及び教育訓練の機会を確保し、労働条件の向上その他雇用の安定を図るために必要な措置を講ずることにより、これら労働者の福祉の増進を図るように努めなければならない。(改正後の舊〇条の七)

待遇に関する事項等の説明

- 第三 条(四) 略
- ② 派遣元事業主は、その雇用する派遣労働者から求めがあったときは、第三十条の三の規定により配慮すべきこととされたこと及び、当該派遣労働者に説明しなければならない。(改正後の④)

派遣先への通知

- 第三 条(五) 略
- ① 略
- ② 派遣元事業主は、その通知による通知をした後は、同項第二号から第四号までに掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を当該派遣先に通知しなければならない。

適正な派遣事業の確保等

- 第四 条(一) 略
- ② 派遣元事業主は、その指揮命令の下に労働させる派遣労働者について、当該派遣労働者が従事する業務と同種の業務に従事することの雇用する労働者が従事する業務の遂行に必要な能力を付与するための教育訓練については、当該派遣労働者が既に当該業務に必要な能力を有している場合は、他厚生労働省令で定める場合を除き、派遣労働者に対して、これを実施するように配慮しなければならない。

③(改正) 改正により追加

- ③ 派遣元事業主は、その雇用する派遣労働者について、当該派遣労働者が従事する業務と同種の業務に従事することの雇用する労働者が従事する業務の遂行に必要な能力を付与するための教育訓練については、当該派遣労働者が既に当該業務に必要な能力を有している場合は、他厚生労働省令で定める場合を除き、派遣労働者に対して、これを実施するように配慮しなければならない。

④(改正) 改正により追加

- ④ 派遣元事業主は、その指揮命令の下に労働させる派遣労働者について、当該派遣労働者が従事する業務と同種の業務に従事することの雇用する労働者が従事する業務の遂行に必要な能力を付与するための教育訓練については、当該派遣労働者が既に当該業務に必要な能力を有している場合は、他厚生労働省令で定める場合を除き、派遣労働者に対して、これを実施するように配慮しなければならない。

施設等の利用に関する便宜の提供等必要な措置を講ずる

- ⑤ 派遣元事業主は、第三十条の三第三項の規定により賃金を適切に決定しようとするため、派遣元事業主の求めに応じ、その指揮命令の下に労働させる派遣労働者が従事する業務と同種の業務に従事する派遣先に雇用される労働者の賃金水準に関する情報は、当該派遣先に従事する労働者の賃金水準に関する情報又は当該派遣先に従事する労働者の賃金水準に関する情報その他の厚生労働省令で定める措置を講ずるよう配慮しなければならない。(改正により追加)

- ⑥ 派遣元事業主は、その指揮命令の下に労働させる派遣労働者について、当該派遣労働者が従事する業務と同種の業務に従事することの雇用する労働者が従事する業務の遂行に必要な能力を付与するための教育訓練については、当該派遣労働者が既に当該業務に必要な能力を有している場合は、他厚生労働省令で定める場合を除き、派遣労働者に対して、これを実施するように配慮しなければならない。

- ⑦ 派遣元事業主は、その指揮命令の下に労働させる派遣労働者について、当該派遣労働者が従事する業務と同種の業務に従事することの雇用する労働者が従事する業務の遂行に必要な能力を付与するための教育訓練については、当該派遣労働者が既に当該業務に必要な能力を有している場合は、他厚生労働省令で定める場合を除き、派遣労働者に対して、これを実施するように配慮しなければならない。

- ⑧ 派遣元事業主は、その指揮命令の下に労働させる派遣労働者について、当該派遣労働者が従事する業務と同種の業務に従事することの雇用する労働者が従事する業務の遂行に必要な能力を付与するための教育訓練については、当該派遣労働者が既に当該業務に必要な能力を有している場合は、他厚生労働省令で定める場合を除き、派遣労働者に対して、これを実施するように配慮しなければならない。

⑨(改正) 改正により追加

- ⑨ 派遣元事業主は、その指揮命令の下に労働させる派遣労働者について、当該派遣労働者が従事する業務と同種の業務に従事することの雇用する労働者が従事する業務の遂行に必要な能力を付与するための教育訓練については、当該派遣労働者が既に当該業務に必要な能力を有している場合は、他厚生労働省令で定める場合を除き、派遣労働者に対して、これを実施するように配慮しなければならない。

⑩(改正) 改正により追加

- ⑩ 派遣元事業主は、その指揮命令の下に労働させる派遣労働者について、当該派遣労働者が従事する業務と同種の業務に従事することの雇用する労働者が従事する業務の遂行に必要な能力を付与するための教育訓練については、当該派遣労働者が既に当該業務に必要な能力を有している場合は、他厚生労働省令で定める場合を除き、派遣労働者に対して、これを実施するように配慮しなければならない。

附則(平成二〇一七・六法七二)

- 第四章 第五 条(改正後の第 〇 条) 第六 条(改正後の第 〇 条)
- 第九 条(附則第一 条第一 号に掲げる規定の施行の際に紛争調整委員会(個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律(平成十七年法律第 〇 号)第六 条第一 項の紛争調整委員会をいう。(中略))に属して)同法第 〇 条第一 項のあつてに係る紛争であつて、新労働者派遣法第 〇 条第五 項に規定する紛争に該当するものについては、同条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- ⑪ 派遣元事業主は、その指揮命令の下に労働させる派遣労働者について、当該派遣労働者が従事する業務と同種の業務に従事することの雇用する労働者が従事する業務の遂行に必要な能力を付与するための教育訓練については、当該派遣労働者が既に当該業務に必要な能力を有している場合は、他厚生労働省令で定める場合を除き、派遣労働者に対して、これを実施するように配慮しなければならない。

- ⑫ 派遣元事業主は、その指揮命令の下に労働させる派遣労働者について、当該派遣労働者が従事する業務と同種の業務に従事することの雇用する労働者が従事する業務の遂行に必要な能力を付与するための教育訓練については、当該派遣労働者が既に当該業務に必要な能力を有している場合は、他厚生労働省令で定める場合を除き、派遣労働者に対して、これを実施するように配慮しなければならない。

- ⑬ 派遣元事業主は、その指揮命令の下に労働させる派遣労働者について、当該派遣労働者が従事する業務と同種の業務に従事することの雇用する労働者が従事する業務の遂行に必要な能力を付与するための教育訓練については、当該派遣労働者が既に当該業務に必要な能力を有している場合は、他厚生労働省令で定める場合を除き、派遣労働者に対して、これを実施するように配慮しなければならない。

⑭(改正) 改正により追加

- ⑭ 派遣元事業主は、その指揮命令の下に労働させる派遣労働者について、当該派遣労働者が従事する業務と同種の業務に従事することの雇用する労働者が従事する業務の遂行に必要な能力を付与するための教育訓練については、当該派遣労働者が既に当該業務に必要な能力を有している場合は、他厚生労働省令で定める場合を除き、派遣労働者に対して、これを実施するように配慮しなければならない。

⑮(改正) 改正により追加

- ⑮ 派遣元事業主は、その指揮命令の下に労働させる派遣労働者について、当該派遣労働者が従事する業務と同種の業務に従事することの雇用する労働者が従事する業務の遂行に必要な能力を付与するための教育訓練については、当該派遣労働者が既に当該業務に必要な能力を有している場合は、他厚生労働省令で定める場合を除き、派遣労働者に対して、これを実施するように配慮しなければならない。

新第四章 第四 七 条(改正) 改正により追加

- ⑯ 派遣元事業主は、その指揮命令の下に労働させる派遣労働者について、当該派遣労働者が従事する業務と同種の業務に従事することの雇用する労働者が従事する業務の遂行に必要な能力を付与するための教育訓練については、当該派遣労働者が既に当該業務に必要な能力を有している場合は、他厚生労働省令で定める場合を除き、派遣労働者に対して、これを実施するように配慮しなければならない。

新第四章 第四 七 条(改正) 改正により追加

- ⑰ 派遣元事業主は、その指揮命令の下に労働させる派遣労働者について、当該派遣労働者が従事する業務と同種の業務に従事することの雇用する労働者が従事する業務の遂行に必要な能力を付与するための教育訓練については、当該派遣労働者が既に当該業務に必要な能力を有している場合は、他厚生労働省令で定める場合を除き、派遣労働者に対して、これを実施するように配慮しなければならない。

有効な改正前規定 (労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律)

有効な改正前規定（個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律

○個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律

○生活保護法

令和二年一月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成一九・六・二法四五） 本則二二条（令和二・四・一施行）

（時効の中断）

第六条 前条の規定によりあつせんが打ち切られた場合において、当該あせんの申請をし者がその旨の通知を受けた日から三十日以内にあせんの目的となつた請求について訴え提起したときは、時効の中断に關しては、あつせんの申請の時に訴えの提起があつたものとみなす。

令和二年一月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成一九・六・二法四五） 本則一七〇条（令和二・四・一施行）
生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（平成三〇・六・八法四四） 本則四一（令和二・四・一、令和三・一・一施行）

（雇及び助働）

第七七条の二 保護の実施機関は、第五十五条の七第一項に規定する被保護者就労支援事業を行うほか、要保護者から求めがあらうときは、要保護者の自立を助長するために、要保護者からの相談に応じ、必要な助言をすることができ、

（生活扶助の方法）

第二〇条① 生活扶助は、被保護者の居宅において行うものとする。ただし、これによることができないとき、これによつては保護の目的を達しがたるとき、又は被保護者が希望したときは、被保護者を救護施設、更生施設若しくはその他の適当な施設に入所させ、若しくはこれらの施設に入所を委託し、又は私人の家庭に養護を委託して行うことができる。

第九章 被保護者就労支援事業

第五十五条の七①（略）

（改正により本条に見出しが付けられた）

第五十五条の八、第五十五条の九（改正により追加）

（指示等に従う義務）

第六二条① 被保護者は、保護の実施機関が、第三十条第一項ただし書の規定により、被保護者を救護施設、更生施設若しくはその他の適当な施設に入所させ、若しくはこれらの施設に入所を委託し、若しくは私人の家庭に養護を委託して保護を行うことを決定したとき、又は第二十七条の規定により、被保護者に対し、必要な指導又は指示をしたときは、これに従わなければならない。

②④⑤（略）

生活保護法）

（市町村の支弁）

第七〇条（住書略）

イ・ロ（略）

ハ 第三十条第一項ただし書の規定により被保護者を適当な施設に入所させ、若しくはその入所を適当な施設に委託し、又は私人の家庭に養護を委託する場合には、これに伴い、必要な事務費（以下「委託事務費」という。）

二一五（略）
六 その長が第五十五条の七の規定により行う被保護者就労支援事業の実施に要する費用

（都道府県の支弁）

第七一条（住書略）

一・二（略）

六 その長が第五十五条の七の規定により行う被保護者就労支援事業の実施に要する費用

（国の負担及び補助）

第七五条①（住書略）

三 市町村が支弁した被保護者就労支援事業に係る費用のうち、当該市町村における人口、被保護者の数その他の事情を勘案して政令で定めるところにより算定した額の四分の一

四 都道府県が支弁した被保護者就労支援事業に係る費用のうち、当該都道府県が設置する福祉事務所の所管区域内の町村における人口、被保護者の数その他の事情を勘案して政令で定めるところにより算定した額の四分の一

②（略）

（時効）

第七六条の三 就労自立給付金又は進学準備給付金の支給を受ける権利は、二年を経過したときは、時効によつて消滅する。第八十五条の二 第五十五条の七第三項に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

○特許法

令和二年一月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

- ・民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成一九・六・二法四五）本則二八〇条（令和二・四・一施行）
- ・特許法の一部を改正する法律（令和一・五・一七法三）本則一条（令和二・五・一六までに）令和二・一・一六までに施行）

（出願公開の効果等）

- ⑥ 第六十二条 第四百四條から第四百五條の二まで、第四百五條、第四百五條の二、第四百五條の四から第四百五條の七まで及び第四百六十八條第三項から第四百六十九條及び民法（明治二十九年法律第八十九號）第四百九條及び第七十條、第二十二條（不正行為）の規定は、第一項の規定による請求権を行使する場合に準用する。この場合において、当該請求権を有する者が特許権の設定の登録前に当該特許出願に係る発明の実施の事実及びその実施をした者を知つたときは、同条中「被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知つた時」とあるのは、特許権の設定の登録の日と読み替へるものとする。

② 損害の額の推定等

- ① 第二〇二条 ① 特許権者又は専用実施権者が故意又は過失により自己の特許権又は専用実施権を侵害した者に対しその侵害により自己が受けた損害の賠償を請求する場合において、その侵害物の数量（以下この項において「誤謬数量」という。）に、特許権者又は専用実施権者がその侵害の行為がなければ販売することのできた物の単位数量当たりの利益の額を乗じて得た額を、特許権者又は専用実施権者の実施の能力に応じた額を超えない限度において、特許権者又は専用実施権者が受けた損害の額とすることができる。ただし、誤謬数量の全部又は一部に相当する数量を特許権者又は専用実施権者が販売することができないとする事情があるときは、当該事情に相当する数量に応じた額を控除するものとする。
- ② 一・二（改正により追加）

③ 略

新④ 改正により追加

④ 前項の規定は、同項に規定する金額を超える損害の賠償の請求を妨げない。この場合において、特許権又は専用実施権を侵害した者に故意又は重大な過失があつたときは、裁判所は、

有効な改正前規定（特許法） 商標法（

損害の賠償の額を定めるについて、これを参酌することができる。（改正後の⑤）

⑤ 審判の提出等

- ④ 裁判所は、第二項の場合において、同項後段の書類を開示し、当該開示の知見に基づき説明を聴くことが必要であると認めるときは、当事者の同意を得て、民事訴訟法第五編第五章第二節第三款に規定する専門員に対し、当該書類を開示するものとする。

⑤ 略

新⑤ 〇五條の二 改正により追加

〇五條の二 改正後の第二〇五條の二（一）

秘密保持命令

- ① 第五條の四 ① 特許権者、第一項に提出せられるべき準備書面に当事者の保有する営業秘密が記載され、又は既に開示され、又は既に開示されるべき証拠（第五條第三項の規定により開示された書類又は第五條第四項の規定により開示された書面を含む。）の内容に当事者の保有する営業秘密が含まれること。
- ② 一・二（略）
- ③ 一・二（略）

新⑥ 〇〇条の二 改正により追加

第二〇〇条の二 改正後の第二〇〇条の二

○商標法

令和二年一月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

- ・民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成一九・六・二法四五）本則二八二条（令和二・四・一施行）
- ・特許法の一部を改正する法律（令和一・五・一七法三）本則一条（令和二・五・一六までに）令和二・一・一六までに施行）

（設定の登録前の金銭的請求権等）

- ⑤ 第二十七條 第三十七條、第三十九條において準用する特許法第四百四條の三第三項、第四百五條、第四百五條の二、第四百五條の四から第四百五條の六まで及び第四百五十六條第一項において準用する同法第六十八條第三項から第六項まで並びに民法（明治二十九年法律第八十九號）第七百九條及び第七百一十四條（不正行為）の規定は、第一項の規定による請求権を行使する場合に準用する。この場合において、当該請求権を有する者が商標権の設定の登録前に当該商標登録出願に係る商標の使用の事実及びその使用をした者を知つたときは、同条中「被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知つた時」とあるのは、商標権の設定の登録の日と読み替へるものとする。

② 損害の額の推定等

- ① 第三八條 ① 商標権者又は専用使用権者が故意又は過失により自己の商標権又は専用使用権を侵害した者に対しその侵害により自己が受けた損害の賠償を請求する場合において、その侵害物の数量（以下この項において「誤謬数量」という。）に、商標権者又は専用使用権者がその侵害の行為がなければ販売することのできた商品の単位数量当たりの利益の額を乗じて得た額を、商標権者又は専用使用権者の使用の能力に応じた額を超えない限度において、商標権者又は専用使用権者が受けた損害の額とすることができる。ただし、誤謬数量の全部又は一部に相当する数量を商標権者又は専用使用権者が販売することができないとする事情があるときは、当該事情に相当する数量に応じた額を控除するものとする。
- ② 一・二（改正により追加）

③ 略

新④ 改正により追加

④ 前項の規定は、同項に規定する金額を超える損害の賠償の請求を妨げない。この場合において、商標権又は専用使用権を侵害した者に故意又は重大な過失があつたときは、裁判所は、

有効な改正前規定（商標法）

⑤ 前二項の規定は、これらの規定に規定する金額を超える損害の賠償の請求を妨げない。この場合において、商標権又は専用使用権を侵害した者に故意又は重大な過失があつたときは、裁判所は、損害の賠償の額を定めるについて、これを参酌することができる。（改正後の⑥）

⑥ 特許法の適用

- ① 第九條 特許法第九條（過失の推定）、第四百四條の二（具体的権利行使の制限）、第四百五條から第四百五十六條まで、書類の開示、損害計算のための鑑定、相当な損額の認定、秘密保持命令、秘密保持命令の取消し及び訴訟記録の閲覧等の請求の通知等）並びに第四百六條（信用回復の措置）の規定は、商標権又は専用使用権の侵害に準用する。

○不正競争防止法

令和二年一月二日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二九・六・二法四五）本則二九四条（令和二・四・一施行）

消滅時効

第五案① 第二条第一項第四号から第九号までに掲げる不正競争のうち、営業秘密を使用する行為に対する第二案第一項の規定による侵害の停止又は予防を請求する権利は、その行為を行う者がその行為を継続する場合において、その行為により営業上の利益を侵害され又は侵害されるおそれがある営業秘密保有者がその事実及びその行為を行う者を知った時から三年間行わないときは、時効によつて消滅する。その行為の開始の時から二十年を経過したときも、同様とする。

② 前項の規定は、第二条第一項第十一号から第十六号までに掲げる不正競争のうち、限定提供データを使用する行為に対する第二案第一項の規定による侵害の停止又は予防を請求する権利について準用する。この場合において、前項中「営業秘密保有者」とあるのは、「限定提供データ保有者」と読み替えるものとする。

○著作権法

令和二年一月二日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二九・六・二法四五）本則一五〇条（令和二・四・一施行）

補償金等の供託

第七四条①（注書略）

一 著作権者が補償金の受領を拒み、又は補償金を受領することができない場合

新二 ①並により追加

二 その者が過失がなく著作権者を確知することができない場合（改正後の三）

三 その者がその補償金の額について第七十二条第一項の訴えを提起した場合（改正後の四）

四 当該著作権を目的とする質権が設定されている場合（当該質権を有する者の承諾を得た場合を除く）（改正後の五）

② 前項第三号の場合において、著作権者の請求があるときは、当該補償金を支払うべき者は、自己の見積金額を支払い、裁定に係る補償金の額との差額を供託しなければならない。

③④ 略